

平成29年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成29年6月16日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成29年6月16日 9時30分

1. 閉 議 平成29年6月16日 15時50分

1. 散 会 平成29年6月16日 15時50分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第2回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は13名です。

楠本議員から少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は一般質問4名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

追加議案、議案第53号 工事請負契約の締結についての議案書を配布しております。

なお、本議案につきましては本日配布にとどめ、第4日に提案説明となりますので、ご了承願ひします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催を予定しております。また、議会散会後に議員懇談会の開催を予定しておりますのでよろしくお願ひします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

3番古久保君の一般質問を許可します。古久保君の質問は一問一答形式です。まず、白浜町行政諸課題についての質問を許可します。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

おはようございます。それでは議長の許可を得ましたので、順次質問に入らせていただきます。

質問要旨のほうに6点ほどございますので、1時間半で6点全部質問できるかどうかわかりませんが、ちょっと順序を変更すると思いますけども、その辺のところご了承お願いしたいと思います。

まず最初に第三天山の件です。これにつきましては3月議会でも質問させていただきました。これについて、私は別に相手の会社に対してどうのこうの言うわけでもございませんので、3月議会では昭和43年に交わされた旧の契約書、この契約書を主に中心になってご答弁いただきました。この契約書は生きておると、有効であるという判断も説明されておられましたので、その辺のところをちょっと心配いたしますので、私は契約の相手はもう閉鎖されておりますので、だからその辺のこの契約がまだ生きておるか、有効であるかというあたりは、答弁をいただいておりますので、議論するつもりはございません。この契約について、これから先重要なことだと思いますので、まず最初に失礼ですけども、相手が大型宿泊施設でございますので会社でございます。この会社の変遷といいますかちょっと説明しておかなければ後の質問につながりませんので、これだけ説明させていただきます。

契約時、昭和40年に始まって、温泉の源泉が危険回避のために掘られたと。その後43年にこの温泉に関する契約が成り立っております。平成18年11月15日にこの会社は閉鎖されております。その段階で、3月の議会でも、これはもう無効ではないのかというような質問をさせていただきました。その後、閉鎖された後、また会社名が登記上での商号が変わりました。そんな中で平成17年4月19日に所有権が移転されております。それで平成29年、ご存じのとおり2月24日に白浜町所有の井戸の動力申請の許可がおりております。これは県に申請して県の許可がおりたと。その間に、平成29年4月、ほん最近ですね。私が質問するときにはまだ旧のままですけども、そのときにはこの会社は登記上、国と町とで差し押さえというふうな項目もありました。その中でまた、平成29年5月10日、ここでまた会社の商号変更がされております。もう先月です。ほやほやですね、会社の商号が変わりました。そんな中で税金の滞納が完済されて、解除されております。そういう経過を残して、今現在ある会社については役員1人と監査役がお一人、これは旧のままで、あとの役員は全員新しい役員さんにかわっておられます。

こういう会社を相手に、今後行政はどういうふうなかかわりを持っていくのかというところで質問に入りたいと思います。

温泉に関する契約、これは昭和43年にしましたけども、この契約は無効である、無効でないという当局側の判断でございます。この中でいろいろと疑問があるわけなんですけども、

最初にお聞きしたいのは、この契約書をずっと今後もこのまま続けていかれるのか、それとも今、先月にも新しくなった会社、この会社と新しい契約をし直すのか、その辺のところの行政側の判断をまず最初にお聞きしたいと思います。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま古久保議員から第三天山にかかわるご質問をいただきました。

まずこの契約書に関してのことをごさいますけれども、契約書を新たにするのかしないのかというふうなご質問だと思いますが、現在の契約書は昭和43年に締結したものでございます。内容を踏襲していくもの、あるいはまた現状に合わせて変更しなければならないものがあります。新たに契約を結び直すという考えでおります。契約内容につきましては、町、土地所有者の間で、慎重に協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、町長のほうから新しく契約をし直すということで、内容についても新しく検討するという答弁をいただきました。この新しく結ぶ契約につきまして、今度は議会との対応です。この契約をどういう契約書に基づいて今の現在の会社と結ぶのか。内容についても、契約する前に、議会にある程度内容がわかる全協なり何なりで報告されるのか、その辺の手続はどうでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員より町長が答弁させていただいたとおり、新しい契約書を結ぶとなれば、その辺についてどのように議会のほうにお示しするかということだと思います。担当課としましても、この長い歴史の中で、2月にやっと動力許可もいただきましたし、それまでも全員協議会、議員懇談会等々を多数開かせていただきまして、その都度第三天山のことについてはご説明をさせていただきましたので、この契約書を更新するに当たり、内容の細かい部分というか、それこそ相手方もありますので、全部がご説明できるかどうかはちょっと今のところわかりませんが、きちんと事後報告にならないように、契約書を結ぶ前にはこういう協議をしたということもきちんと説明のほうはさせていただきたいと考えております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それについて私が一番気になるのは、鉱泉地の地番です。これは前回も質問しましたが、地番が違うんじゃないかと。現在の白浜町が所有している井戸の位置が地番としては違うのではないかとということも質問しました。ですけどそれは危険回避のときに掘ったものやから、そのときの地番でずっと契約書も交わしているしと。温泉台帳を県のほうに行って

見させてもらいましたけども、温泉台帳の地番も元の地番になってます。そのままいけるのか。この辺の答弁は、地籍もしてないから定かでないのだという答弁もいただけてますけども、これはやっぱり早急に地番の変更。井戸のある場所が違うんですから、これは間違いなしに私は違うと思います。登記上においても公図のほうを見ても、そして白浜町の税のほうの固定資産のほうの写真を見ても、明らかに今のやぐらの立っている場所は地番が違うだろうというふうな確信を持っているんですけど、その辺の地番の変更もしないまま新契約をされるのか。

それと、今現在、契約書の中の3億5,000万円強を毎月請求されております。この請求書、どういう目的でされているかということもはっきりわからないこの請求書、43年からずっと経費がかかっているのやと、その経費が3億5,000万円だという大体の説明もいただきましたけども、この請求書の処理の仕方、これについても契約書の中にどういふような形でセットされるのか。この請求書において、温泉代と温泉の配湯料と、これと差引きするといふような考えがあるのか、この請求書は無視できるものか、その辺のところの捉え方はどうでしょうか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まず1点目の地番の違いのほうですが、3月議会でもご質問いただきまして、ご答弁のほうをさせていただいたところで重複するところがあればお許しいただきたいんですけども、うちが申請した地番、そして温泉台帳に載っている地番というのが1863の1ということで、議員もご承知のとおり、申請地番を決めてから温泉を掘削したのではなく、危険回避があって先に掘削した後に申請ということになりましたので、そのときに鉱泉地という1863の1の地番で申請を行ったと思っております。地籍調査も終わっていない中で、どのような形でこれを確定さすかという1つの大きな問題はあるかもわかりませんが、県担当課においても、この地番の違いということのご指摘というか、錯誤であれば地番を早急に変更するようにということもまだ言われておりませんので、今後、新しい契約を結ぶときには、再度県の担当課とも協議をして、番地の変更というか、繰り返しになりますが、番地をきちんと地籍調査で確定させていないので、議員ご指摘の1667の19という地番で契約を結ぶのがいいのかというのも検討課題のほうにさせていただきたいと考えています。

あと3億5,000万円の請求の件であります。土地所有者から第三天山の源泉にかかった維持管理費等ということの経費で請求書のほうが来ています。これも3月議会でもご答弁させていただきましたが、あくまでも土地所有者が第三天山の源泉を使用できていれば維持管理の経費がかかっていなかったと主張されているものであり、町としましては、昭和43年の当初の契約で、維持管理等にかかる経費については土地所有者が賄うものであるということになっておりますので、この請求は根拠のない請求であると認識しています。弁護士にも相談をしまして、相手方にはこの請求については支払わないと文書で回答しているところですが、今後新たな契約書を結ぶ際には、この請求についても双方できちんと協議のほうをしていきたいと思っておりますし、今申し上げましたとおり、町としてはお支払いしないということをお伝えしておりますので、温泉代が発生した場合にもそれで相殺するという考えは一切ありません。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今の答弁で少し安心しました。ぜひともこの3億5,000万円というのがひとり歩きしてきますので、町民の方も知れるところとなっておりますので、これはぜひともきちっとした処理をしていただきたい。新しく商号の変わった会社ときちっとした話をしていただくということで、それはよろしくお願ひしたい。

もう1つ気になるのは、この機械設備です。温泉のある井戸は、配湯するための井戸だけは白浜町所有なんです。それに対するくみ上げる機械設備、これは当局側の答弁では、今現在ある湯の花のこびりついたあの設備、タンクにしてもポンプにしても、あの古い設備を利用すると。あれによって維持管理を乙側に持たすという答弁をいただいておりますけども、これで公共の福祉という名目でこの温泉が本当に有効利用できるのか、機械設備の維持管理を施設側が持つ、会社が持つ。行政側は責任あるのは井戸の部分だけです。それについて足湯にも温泉を送る、また民間の会社へ送る。その設備に関しては維持管理、全てにおいて配湯される側が持つということですけども、このけじめは線引きはどこでされるのか。もしその近辺で、うちにもこの温泉をちょっと分けてほしいんやということになった場合、行政側としてはどういうふうな対応をされるのか、その辺のところをお聞きしたい。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま議員より維持管理の件についてのご質問をいただきました。何度も答弁させていただいていますが、43年に契約した当時は維持管理は土地所有者が行うということになっていまして、その契約書のもと、今まで維持管理のほうは土地所有者の方が行っていたていました。今回、去年から中央温泉研究所にお願いして揚湯試験を行ったり、そしてまた今回2月には動力許可を得てということも含めまして、再度新たな契約書のときには維持管理も含めまして協議をするべきではないかと思っています。使わせていただくところは使わせていただいて、ただ議員がご指摘のように、源泉が白浜町の源泉である以上は、源泉の維持管理、そしてまたあとは送泉のほうについては、過去につけた送泉の管がありますから、それを使わせていただくのであれば、経費的にもうちにとっては支出することがないというメリットがありますので、これらも新しい契約書において疑問を持たれるようなことは決してないような契約をとっていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

今の質問に対しまして答弁漏れがあったと思います。3番古久保議員からは、もしほかの方がこちらの温泉を使いたいと、そういうようなことになったら対応はどうか。

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

申しわけございません。ほかの方が利用ということになって、今回動力許可が出まして、県のほうに申請しているのが、温泉量は1分間に75リットルというかなり白浜町内の源泉では少なめの揚湯量となっておりますので、この温泉利用計画を出して、もともとホテルとほかは公共利用ということに考えている中では、別のところが使いたいということを書いて

いただいても、お湯の量から言えば少し無理があるかなと思っています。逆に砒湯源泉、もう1本町有源泉があるんですが、そこは湯量が結構豊富ですから、そちらのほうでの対応ということはあり得るかもわかりませんが、この第三天山については今の段階では難しいと判断しています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

源泉の所有は白浜町なんです。この源泉の井戸も40年、50年近い経過がたっているんですね。これを新たに動力申請して動力が新しくなって、機械設備もあの古いものを使って、機械設備に関しては業者側が持つ。温泉が古くなって湯の花がたまってきた、吸い上げが鈍くなってくる。そうやってきたときに掘り直しをしなければならない。さく泉をしなければならないというふうな状態になってきたというときには、その辺のところの判断はどうされるのか。もし新しくなれば、前回も言いましたけど、75リットルぐらいでは済まない。もっとくみ上げられる。湯量がふえる。そうやってきたときに、またいろんな問題が出てこないか、将来につけてその辺の問題点は考慮されておるのか、その辺もちょっと聞かせてください。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

機械設備については先ほど申し上げたとおりで、議員ご指摘の源泉についてはうちの所有になりますので、その中に地下120メートルぐらいのところからくみ上げる、その中には揚湯管といって管を入れております。これについては温泉の源泉の維持管理という立場で町がきちんとやっつけていかなければならないと考えております。もちろん温泉でエアーコンプレッサーでくみ上げることから湯の花がつくということは当然のことになりますので、その辺の湯の花がついた後のきちんとしたメンテナンスにつきましては町がやるべきかもわかりません。

あと、掘り直し等も含めまして源泉所有者がするというにはなろうと思いますが、掘り直しということになれば莫大な費用もかかりますし、その都度メンテナンスをして、今の第三天山の現状をキープしていきたいと思っています。

量が多くなる、ならないということにつきましては、県のほうでは75リットルをマックスと位置づけておりますので、それを超えるような量になれば県からは必ず指導が入ると思いますので、そういうことのないようにしていきたいと考えております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

もう維持管理全て、井戸だけは白浜町であるけども、それが回転しだすと維持管理を任せっきりなんです。任せっきりで、言葉は悪いけど後は好いたようにできるんです。そういう管理、維持管理、行政側の維持管理は徹底してできるのか。

もし配湯したときの温泉代、これは今は建物を改造されてますので、耐震補強もされてますし、その辺から石数を調べて温泉量も新たに出されるんだと思います。その辺の心配はも

う存分に使って、いろんなどころへ使われる、その辺の検査、調査を年に何回かされて、やっぱり任せきりじゃなしに、常に維持管理に行政の目を光らすというふうなことはできるんですか。その辺のところはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

行政、白浜町として必要な維持管理を続けていくということは当然でありますし、先ほど答弁させていただきました、1分間に75リットルを超えるようなことはまずはあってはならないと。そして温泉利用計画を県へ出す以上は、そこで使うホテル側のお風呂の石数というか立米数もきちんと申請をしますので、それを議員がご指摘のように、それ以外のところで使うということは、もうこれは町云々よりも県の指導が入る違反事項になります。そういうことももちろんないように、契約書の中でも、また土地所有者ときちんと連携をとりながら、立ち入り検査というか検査にはならないにしろ、白浜町がその部分もその都度対応というか見せていただける、見せてくれと言えるような内容の契約も条文として1つ入れることは可能かと考えます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

その件についてはもうそれでいいです。

今後のことですが、今、温泉掘削から利用までの流れという県が出されている書類があるんですけど、今現在白浜町は、環境審議会の審査を受けて動力申請の許可がおりたというところまでできてます。その後、工事着手届、工事完了届、これはやっぱり機械設備をして、その後コンプレッサーを据えて、くみ上げる体制づくり、それから完了届を出して、その後、いろんな形で温泉利用許可申請、温泉成分等提示届、そして初めて使えるという、こういう流れ、あと半分ほどの手続があるんですね。これは行政側は知ってると思いますけど、これの手続は今後どういうふうな形で、期間的にどういうふうに進めていかれるのか。今申請許可がおりた段階でとまっておるのか、この後の申請の手続はされておるのか、その辺だけ確認したいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ご質問をいただきました件につきましては、2月24日に許可をいただいた後は、特に作業というものはしていません。というのは現状、この土地所有者の送泉をするであろうホテルが耐震工事も行っていますので、このタイミングも見計らって県とは再度協議をしなければなりません。県の協議を先にして、温泉利用計画、成分も調べるのか、また、新たに契約をしなければならないという大きな課題もありますので、そこを同時進行にするほうがいいのかというのも、また担当課、町長、副町長も含め、ちょっと検討のほうをさせていただきたいと思っています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

この温泉、大事な本当に白浜の命とも思えるような源泉ですので、特に行政側は慎重に対応していただきたいと。源泉の所有だけは町にあるのやと、所有者は白浜町であると、それだけで安心してらるんじやなしに、今後目を光らせてきちっとした維持管理をしていただきたいということで、お願いしたいと思います。

この件については、第三天山についてはこれで終わります。

次、水道の大口滞納なんですけども、これについては前の質問ともつながるところがあるので、会社の変遷を先ほど言わせていただきました。今現在こういう会社になってるという説明もさせていただきました。この会社が新しくなって、税金の滞納もされてました。差し押さえもされてました。これが新しくなって完済されております。ですけども、水道料金の大口滞納、商売上で一番大切な水道料金が、私が議員になってもう3年です。丸3年になりました。最初にそういうことを決算委員会のとき、私は初めて知りました。その後ずっとこれを行政側と話をしてきましたけども、今現在この確認書、また計画書をいただきましたけども、水道料金の滞納の今の残は、29年度5月現在で幾らになってますか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

今現在幾らあるかということですが、個々の滞納案件であり、個人に関する情報または法人等の事業活動情報に該当し、保護される情報であると考えます。滞納者名が特定または特定される恐れがありますので、答弁については差し控えさせていただきます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長がかわられて、今現在そういうありきたりの姿勢でということなんですけども、この資料はいただけてるんですよ。確認書、いやこれは契約書ですね。町長印を押して、相手方の会社を指して、確認、今後どういうふうにして支払いをしますという約束事までしてるんですよ。それで月別の返済金額も出てるんですよ。これで残は幾ら、順調に支払いができていかと聞くのは、そんなにあれですか、個人的に守らんならんことですか。そうすれば、反対に私は言いますけれども、水道料金をこんな形で払えるんですか。我々も水道料金を払えなかった、困った。100万円ほど滞納した。行政側にこういう相談に乗っていただけませんか。個人も乗っていただけませんか。

前回もこの質問のときに言いましたけども、個人には給水停止というものが、前回も見せましたけども、こういう通知が来てるんですよ。9,420円の滞納で、給水停止予告通知書というのが個人に来てるんです。大口に関しても、この手続をしているかということで、前回も聞きましたけども、催告書すら出してないという答弁をいただけてるんですよ。給水停止予告通知書までも至らないんですよ。

条例ではいろいろと手続があつて、ここへ行くまでに催告書です。あなたは今滞納してますよ、払ってもらってますよ、今度また払ってなかったら次にいきますよ、最終的には水道をとめますよという手続が条例で決まっておるんですよ。そんな条例がありながら、この大口に対してはこういう猶予をしてるんですよ。

私が何を言いたいか、この会社は税金を完済されている。国と町と納めている。それがこの間私の質問のときには、そういう処理できている。そんな中で水道料金だけ残として残すという、この辺の行政の姿勢です。平成29年4月27日に国は解除しています。平成29年5月8日に町が解除している。水道料金の大口は残っているんですよ。これは何で処理ができないのか、どういう理由があるのか聞かせてください。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

先ほど分割払いをほかにもしているのかどうか、個人もかかわらずそういう分割があるのかといった質問があったと思うんですけども、個人、法人にかかわらず一括払いが困難な場合は、個別訪問して納付相談を行っています。また、経済的理由などで一度に滞納水道料金が納付できない方に対しては、納付計画を立てた上で納付誓約書を提出いただき、その分割計画に沿って納付していただいております。

この大口滞納者だけを優遇しているのかということなんですけれども、決して優遇しているわけでもありませんので、ただ催告状とかを送っていないというのは、個別に訪問して支払いしてくださいということをお願いして一部お払いしてくれたり、納付誓約を何回か滞ったことがあろうかと思うんですけども、催告状を送るまでには至っていない。水道停止には該当しなかったということであると聞いております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

あなたは新しく課長になられたから知らんだろうと思うんですけど、訪問してという話ですけど、これは何年からやったかな、平成18年度からずっと累積してるんですよ。平成24年度やったかな、25年度やったかな、私が気がついたときには、そのときにこういう資料をいただいたんですよ。今の答弁と食い違っている。これはずっと累積してる。だからこの確約書というのが25年1月16日に交わされている。初めてここでこういう約束事をされてる。平成18年から25年度まで、言えばそれまでほったらかしやっただ。だからそういう猶予がどこから出てくるのか。条例にそういう猶予をするところはあるの。それに基づいてやっているのか。条例を見てるけども、最初にはもう催告書を理由なしに送るんですよ。だからこの行為がこの会社に対してはできてない。催告書すら送ってない。

私は今まで平成25年まで何通送ったの、その累積は何枚あるんなということを聞きました。1枚もない。あなた方はそういう作業をしてない。それに対して、そういう滞納に対するの責任、今この会社の変遷を説明しましたが、もし何かあったとき、この残が回収できなかった場合、どなたが責任とるの。これだけ会社が変わってる。今の会社は吸収分割というような形で、債務に関しては旧の会社に残ってるんですよ。新しい今の会社は事業だけやっているんですよ。そんな会社相手にこの約束事が将来守られるか。だから残を聞いてるんですよ。

この表からすると、私はもうこれを言ってもいいと思います。少なくとも1,500万円残ってるはずですよ。順調に払われて1,550万円。だからそれを税金が完済されてる。何で水道料金の徴収に行かないの。会社ですから銀行取引もやってるでしょう。銀行の抵当に

も入ってるでしょう。取引銀行もあるでしょう。もし経営者が払ってくれないのであれば銀行との話もできるはずです。そういう努力を行政側はしてるかどうか。課長に聞いても知らん。町長、その辺。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

水道使用料金の処理につきましては、これまでもご指摘を受けてまいりました。その中で、やはり滞納している方々にはできるだけ公平公正な観点から、当然相談に応じる、あるいは督促をお願いする、そういった徴収に行ってるのも事実でございます。ただ、厳しい経済状況の中で納付していただいている水道利用者の方々もいらっしゃいますので、これは町民の方々に対しては先ほど申し上げたように、平等な観点から町行政を進めてまいりたいと思っておりますので、公平性の確保と料金徴収に対する町民の信頼の確保を当然目指さなければいけないと思っております。そういう観点からは、やはり今後も、水道会計の安定した経営が行えるように努力したいと思っております。

私も就任してから丸5年になりますけれども、平成18年からの取り組みは私も承知していないということもございますけれども、これからは、これからといいますか私が就任している間は、少なくとも公平公正な立場から水道料金の徴収につきましてはきちっと担当課のほうにも指示して、今後、安定した水道料金の徴収に努められるように頑張りたいというふうに思っております。

先ほどから滞納している方々の大口小口、小口といいますか家庭の方もいらっしゃいますので、個人法人を問わず、やはりこれからは早期に完納していただけるような支払いのお願いをするということが原則でございます。

○議 長

あと1点、先ほど古久保議員からの質問でございました、銀行に対するそういった働きかけはというような形でもし答弁ができるようであれば。

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

水道料金は私債権でありまして、税金等の公債権のように滞納処分の例により強制徴収はできません。滞納者の財産に対する質問検査権もありませんので、銀行等への対応は困難であると思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

前回もその私債権と言うてできないと、税金は違うんだと。水道料金は私債権やからそこは手をつけられない。滞納したら滞納したままでほったらかしやと。催告書も出さんというあなた方の公務員としての仕事、姿、これが理解できない。これは1,500万円もあれば我々は個人的にやったら、命がけで回収に行きますよ。私はやり始めてから3年間ずっとこれを言っている。その辺も先ほどからきのうも言うてましたように、評論家みたいな答弁をして、心がこもってない。きちっと回収に行くという気迫がありますか。これだけ滞納させたのは、行政側の責任ですよ。それは個人も会社も悪いけれども、行政側の態度からこま

で金額が膨れ上がったんですよ。それを課長に言うたところで答弁が返ってくるのはしれてる。いいですわ。

町長は全体の管理者として行政を管理されてます。水道公営企業というのは、これは管理者として条例では、企業法では管理者は町長、それから白浜町条例において上下水道課が管理をする。その中で、出納責任者というのはどなたかなっておられるんですか。窓口はあるのか。その辺はどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

白浜町水道事業につきましては、地方公営企業法第7条ただし書及び地方公営企業施行令第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとなっております。水道事業の管理者の権限を行うのが町長であり、私、上下水道課長が企業出納員となっております。会計管理者というのはございません。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

それはわかります。法律では置かないと、条例では置かない。上下水道課が管理者であると。出納員は特別には置いてないということは、課長がトップということで全て責任ですな。町長には及ばない。だからその特別会計の責任、もしくは回収不能になった場合の責任はあなたが負うんですか。その辺どうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

もしもの場合については、個人、法人にかかわらず法的な措置を進めていくことになると思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

法的な措置、もう結果が出てから法的な措置をやっても、全額回収というのはなかなか今の世の中無理なんですよ。だから今とれるときに、言葉が悪いからこれを訂正。回収できるときに回収する努力をする、こういう約束事を破棄にしてでも回収するすべを考えていくということは努力されてるんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

私も4月から異動になり、かわってきたんですけども、現在まで5回ぐらいその法人のほうに出向きまして一括支払い、もしくはもっと、今分納している金額を上回って払えないかとお願ひに行っております。しかしながら今のところ今の分納誓約どおりで何とかお願ひできないかということをお願ひされておりますけれども、それよりも、また今後一層足を運び、努力をしていきたいと思っております。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、課長の最終的な答弁ということで、今後、課長は定年まであと1年かな、2年かな、もう定年になっても今の答弁は責任があるで。後を引き継いでもうて、きちっとしてもらわな困るから、その辺よろしく願いしておきます。

これで一応水道については終わります。

今度は上下水道の排水です。これも町内の施設なんですね。私の入っている情報では、この大型宿泊施設はもともと単独浄化槽があった。浄化槽が壊れて、穴があいて水が漏れるのでという形で浄化槽を埋めてしまった。今現在浄化槽はない。そんな中で污水管、要するに便所の分、この部分だけは下水道に接続してる。ですけども、雑排水、洗面所やとか厨房の排水、これについては接続できてない。白良浜の沖に垂れ流しであるというふうに聞いてますけど、その辺の事実関係はどうですか。

○議 長
番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

垂れ流しということではなくトラップ等を設けて固形物とか油とかを除去して放流しており、水質検査をしてもらっている。これは保健所のほうで水質検査をしてもらってると思うんですけど、それについても今のところ超えた数値は出ていないということはお伺いしております。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

排水の出口で検査して、水質検査をして、それで今あの大きな処理場ができていてそれで済まされるの。それを許可しているの。これは一般町民が聞いたら絶対つながんよ。うちはちゃんとかみだけとってますよ、水だけ流してるんですよ。県から保健所の水質検査に来てくださいよと。ますます今、つないでくれませんよ。特別会計は赤字でしょう。一般会計から3億からの金をつぎ込んでいるんでしょう。そんな中で接続に努力してますとあなた方はいつも答弁してる。これを見過ごすの。この会社に対してどういう交渉をされてるのか、聞かせてください。

○議 長
番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

公共下水道供用区域内では白浜町下水道条例第5条で公共下水供用開始の日から速やかに当該排水設備へ設置しなければならないとなっております。特に大型施設においては排水の量も多いので、公共水域の影響も大きいため、下水道の接続については早期につなぎ込みするように指導を行っております。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

早期につなぐように指導に行ってますという返事は何回も聞いてます。一向に進まない。野放しですよ。現実、私の今説明したことに間違いはないでしょう。つないでないでしょう。

本来大きなあの建物を建てて、最初に建築する場合、浄化槽がなければ建築確認がおりないですよ。それだけ重要なものなんです。建物を建てたいというても、浄化槽がきちつと申請できてなかったら建築確認はおりないですよ。その基本的な浄化槽はもう埋めてしまっていない。ないけども、下水処理場があって下水接続供用範囲の枠の中に施設があるんです。そしたら優先的に汚水も雑排もつなぎ込まないかんのですよ。それをずっともう何年か見過ごしてるんですよ。浄化槽を埋めてからもうかなりの年数がたってると思う。それをあなた方行政側の目が届いてないんですよ。いつまで野放しにさせておくんですか。

その辺をちょっともう一回はっきりと、いついつまでにやりますと、させますと。我々町民としたらつながんなん義務があるのよ。下水処理場の範囲におるそこで生活してる人は義務があるんよ。それがもう全然下水道法にもかなわないような野放しをしてる。それも県の保健所が水質検査したら適法である。そんなばかな、自然の水を検査してるのと違うよ、生活排水よ。そんな状態で見過ごしてくれるのか。町民の考え方がそれによって変わりますよ。この大型施設はほんまに倫理観というのはあるのかな、道徳観はあるのかな。これをずっとこのままに置いて、浄化槽も埋めてしまって、それで観光客を迎えとるのよ。これはちょっと一遍、町長なり副町長。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

今、古久保議員がおっしゃっていただいていることは、本当にごもつともなことだと思っております。個々の施設についての答弁というのは差し控えさせていただきたいんですけども、議員がおっしゃっている旅館、保養所。旅館等につきましては、供用開始している対象戸数の中に27施設ございまして、接続は18ということで残り9施設がまだ接続されていないという状況でございます。一般家庭につきましても接続率が70.4%ということで、ほぼ大型宿泊施設との差はないんですが、いろいろと担当課、それから当時もう15、16年になりますか、推進員を配置して、下水道の接続について鋭意取り組んできた結果、年々であります、率は全体的に今72.4%までできております。これからもいつまでに引かせるとかそこまではなかなかちょっと申し上げられませんが、さらなる努力を重ねていきたいというふうに考えてございます。

施設的なことを言いますと、なかなか老朽化して、下水道の改造費用まで回らないというふうな施設もあり、それから一般家庭につきましても改造費用が大きい。それから使用料が毎月幾らかかるといふようなこともいろいろお聞きした中で、難しい条件も我々もわかる場所があるんです。そういうことばかり言っておられませんので、やっぱり白良浜の公共水域の水質改善が第一の目的でございましたので、そういうことを含めまして、今後鋭意取り組んでまいりたい。町長を含めて私も頑張ってまいりたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今、副町長の答弁をいただいて、心強い答弁をいただきました。これにさらに努力していただいて、課長のほうもどうぞよろしく。これはすぐに解決せなったら町民に知れ渡ると町民はほんまにそっぽ向きますよ。その辺のところ覚悟しておいてよ。

これで終わります。

次は、フィッシャーマンについてですけども、まず最初にお聞きしたいのは、この間6日に議会のほうに配られました契約行為等実績報告一覧表、この中で農林水産課のところに、契約締結年月日、29年4月1日、湯崎浜広場駐車場整理業務、これが4月1日から30年3月31日までの1年間、400万円で株式会社フィッシャーマンと契約されてます。

聞きたいのは、この契約の名称にある湯崎浜広場駐車場整理業務、これを私はずっと本年度の当初予算を見てますけどこんな項目がないんですね。これはどこから予算が出たんですか。

それと、この契約金額の400万円の根拠、それと契約相手の株式会社フィッシャーマン、これについてもどういう形で契約されたのか。入札をされたものか随契で決めたものか、その辺を聞かせてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご心配申しわけなく思っております。まずどこの予算項目から出たかということでございましたら、項目の中に警備委託料ということで、これの部分につきましては先の予算委員会の中でも起立採決を最終的にいただいたところの費用でございますが、その部分から出させていただいております。

それと積算の根拠でございますが、私どものほうで、この業務というのが、繁忙期における駐車場広場内の来客の誘導とか駐車場ゲートの操作の補助とか車両案内、そういったこともいろいろあるんですが、浜広場全体をずっと管理をしていただくというふうな業務を含めましてしてございます。

当初は警備会社のほうにお願いしまして、駐車場内の業務のみをお願いしてたわけなんですけど、現在につきましては、丸々1日、365日駐車場一般をしていただくこと、それから繁忙期においては駐車場の整理、こういったものもしていただくこと。それからもう1つは終日駐車券、そういったゲート操作、こういったものの補助、それから緊急時のお客さんに対する対応、こういったものも全てしていただきまして、それぞれ単価積算を掛けまして、町のほうではこれぐらいの見積もりということで、400万円という金額をはじき出して予算をいただいております。それでその金額で株式会社フィッシャーマンのほうにお願いのできたらというふうなことで、受けていただいたということでございます。

それで入札をしているのか入札をしてないかということになりましたら、入札なしで随意契約で株式会社フィッシャーマンのほうにお願いしているところでございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

まず今説明でありました警備委託料、警備というのと、駐車場の整理業務、これはもう全然業種が違うんですよ。警備委託料で当初予算を獲得しといて、それであの駐車場の整理業

務を特別にこの会社に与える。これはちょっと問題があると私は思うんですね。

警備委託料で我々議会で通してるんですよ。当初予算であなた方は獲得してるんです。承認されてるんです。私は反対しました。これは反対討論をしました。修正動議を出しました。警備委託料というのは必要でないのと違うかと。株式会社フィッシャーマンがもうけているのであれば、自分らの仕事の中で払うべき違うかという形で私は反対しましたが、反対者は5人しかおりませんでした。可決されました。認められました。

その認められた警備委託料は、こんな整理業務、あの駐車場を整理するのよ。車の案内と今あなたは説明したけども、そんな作業に400万円も使われる。これは契約としてはちょっと問題がないですか。捉え方はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

警備委託料というふうなことでご指摘をいただいている部分につきましては、私も実のところちょっと1つ後悔をしてるんですが、やはり今年度の予算計上の際に、この警備委託料というものは整理業務委託料というふうな項目でまず上げるべきだったのと違うのかなというのは1つ今後悔してございます。これは予算計上のときにもそういった項目で私ども担当課のほうも上げさせていただいたんですが、この業務につきましては、平成27年度より警備委託料として計上したものを同じような業務内容で発注してきてございます。それで当然予算議決をいただいた今年度のときも、業務の中身というのは、その際に、私どもは整理業務をしていただく、それから車両の案内、こういったものも全部していただいてこれだけの金額になるんですよというふうなことを説明させていただきました。ただそういった説明というのが予算書の中には当然載っていませんので、ご心配いただいているところはごもつともだと思っております。

特に警備業務ということになりましたら、やはり警備業法における業務ということになってまいりますから、やっぱり警備委託料という言葉で予算計上した、これにつきましては私どもがもう少し配慮すべきであったのかなというふうに思っております。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 10 時 34 分 再開 10 時 36 分)

○議 長

再開します。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ここで、これについての契約書、これの提示を求めたいと思います。今すぐとは言いませんけど、どういう契約書をされているのか。この契約内容によっては、予算化されてない金額です。これを随意契約にする特別な事情がどこにあるのか。私はないと思っております。この株式会社フィッシャーマンに何で随契で渡さんなんのか。これは整理業務であれば、当然だれでもできる、できたら指名競争入札にするとか、せめて見積もり合わせというたらちょっと緩いから、見積もり合わせするような金額でもないから、これはやっぱり入札でやる。

株式会社フィッシャーマンは何で特別にそういう業務ができるのか。やっぱり警備いうた

ら免許証があつてみんな警備会社は設立してるんですよ。整理業務というたら誰でもできる。まあ言えば従業員でも整理できる。1年間365日と大げさに言ってるけども、あの駐車場を見てみなさいよ。365日整理せんなんほど車がとまっているか。だから400万円の根拠というのももう一つはつきりしてない。その辺。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに警備業法、警備業務ということになりましたら、やはり警備業法における法的なものがでてまいりまして、そこではやはり、事務所、住宅、工場、駐車場等における盗難等の事故発生を警戒し防止する業務とか、あと駐車場のそういった人もしくは車両の雑踏する場所またはこれらの通行に危険のある場所において負傷等の事故を警戒し、防止する業務、やはりこういったいろいろな業務になってくるわけなんですけど、町からそういった整理業務としてお願いしているのは、確かにどなたもできるような、繁忙期における湯崎浜広場内の来客の誘導、それから車両の整理とかゲート操作、このゲート操作というのはまた当初の警備委託をしたときになかった項目なんですけど、そういったものを含めましてお願いしているようなものでございます。そのような業務でお願いしているものでございまして、警備業法に基づくような業務とは異なると理解してございます。

それでどうして随契でいったかというふうなことのあたりなんですけど、開業当初の平成25年度につきましては、まず7月から9月までの間、大体整理業務のみで500万円かかってございます。そしてその翌年も同程度かかっておりますが、本当にこの経費というのがこんなに要るのかということは議会の中でもかなり議論をいただいたと思います。それでこれがやはり警備会社をお願いしているものですから、警備会社から来られるのは警備員さんが派遣されて来られますから、そんな警備員までしなければならぬのか、これはそのときからもかなり議会の中でもご指摘をいただいたと思います。私どもも、その際に、まず単価的な問題、それから警備会社ですからローテーションを組んでございますから、急な増員、きょうはたくさん車が入ってきたよと。そういったものもありますし、あと駐車場の券の整理とかこういったものうちの職員が直接行って、特に夏の混雑時とかでしたらお客さんにもかなり待たすと、いろんな問題があったんです。そういったことを考えた場合、平成27年度からこのようなやり方を当時漁協さんをお願いしたわけなんですけど、やはり年中見て回ってもらってそういったものもいろいろ考えたら、浜広場駐車場に隣接しておりますフィッシャーマンズワープの指定管理者をお願いするのが一番ベストであるというふうな結論に至って、現在の形になってございます。

それで28年度からは、当初の警備員を派遣いただいたときの業務にまだ、駐車券の回収とか入庫待ちの車両の案内とか、お客さんがトラブルったときの緊急の対応、こういったものも含めてございますので、同じ業務を。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

課長それはもういいわ。もう聞いてもしゃあないし。

問題になっているのは、この契約が本当に認められるのかどうか、議会のほうでも認めら

れるかどうか、これが問題なんです。警備委託料で我々は承認してるんです。可決してるんです。こんな整理業務で、誰も多分知らんと思うよ。あなたは口頭では説明してるけども、したと言ってるけど、そんなもの私は頭に入っていない。だからやっぱりその辺のところをきちっと。だから私はこの契約書をもし町長名で契約されるのやったら、その一遍提示を、情報公開してほしいなと思います。これはやっぱり議会にも一遍相談して、私は議長にも相談して、これについては問題がある。当初予算で見てるやつがこういう項目で出てくる。それであればこういう項目で当初予算を確保すべきだと。だからそれはもう言いわけはこの印刷でもう出てるのだから、これは何ぼ言いわけしたところで、私はもうちょっと許せんなど。ちょっと甘いと思う。

株式会社フィッシャーマンに何でこれだけのお金を与えないかんの。あの駐車場の整理をするのに随契で特別に400万円も与えないかんのか。特別な免許証を持っているわけじゃない。整理業務に特別な免許証が要るわけない。ちょっと従業員がちょろちょろと、日当を何ぼか払うて整理するぐらいのもの、それを何でせんなんの。もし必要であれば自分の会社で賄うべきと違うか。あれだけの一等地で商売をさせてもろうてんね。27年度も黒字になってる。そんな会社に、またこの400万円を、白浜町からどうぞ使うてくださいと、整理に大変でしょうね、こんな私は無駄な金だと思ってるんです。

話は変わるけど、今白浜町にボランティア団体がどのぐらいあるか知ってる。ボランティアをされてる方は、ボランティアというのは助成金もなしに、微々たるもので、みんなが気持ちだけで仕事をされてる。そのボランティアの方々がそういう形でお金の要求も何もしないで、自主的にいろんなことを行政側のお手伝いをしてる。何でここに400万円も与えないかんの。

私は本当にいつまで経営者としてここで商売をさせてるのかなと思うぐらい。だからこのお金は私は本当に400万円のすごいお金を何でこの方に与えないかんのかと疑問で。もう時間がないのであれやけど、これは今後質問だけでは終わらないということで、契約書の提示だけを求めて、この件に関しては一応終わります。

白浜山上通りにある、もとは県が持っておりました白浜山荘、今はシルバー人材センターが事務所で使ってます。この建物については耐震補強もできてない。我々地域の者としては、もし大きな地震が揺ったときにあの建物がどうなるか。あれは山上通りのあの斜面のところに建ってますので、下に住んでおられる方はかなり心配なんです。あれが崩れてきたらどうなるか。当初、私は町長にお聞きしました。あの建物を何とか有効に使えないのか、あの大きな建物はせっかく払い下げを希望してもらったのであれば、有効に使えないのかと言ったら、もう耐震補強ができてないので、あのままで使えないんですという答弁もいただいています。ということであれば、あの建物を最終的にどうされるのか。あのままほっておかれると、町民の日常の心配がずっと続くんです。その辺についてはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員より元白浜山荘の対応についてご質問をいただきました。まず白浜山荘の現在に至るまでの経過について簡単にご説明させていただきます。

元白浜山荘につきましては、平成14年2月に和歌山県より、白浜山荘が閉館することに

なったので、白浜町が受け皿になってもらえないかと打診がございまして、庁内でも検討した結果、社会福祉や各種事務所、防災拠点として活用できるのではないかと、こうした結論に至りまして、平成15年1月に当時の所有者であります地方職員共済組合和歌山支部から譲与を受けたということで、無償でいただいたということでございます。

このころから白浜町では津波防災マップの作成でありましたり、小中学校の耐震診断など防災事業に取り組みを始めてございまして、元白浜山荘におきましても計画どおり使えるかどうか、耐震診断を行ってございます。その結果によりますと、耐力不足という結果が出まして、規模や費用面などから検討した結果におきまして、平成16年度に新館のみ耐震改修を行ってございまして、現在はシルバー人材センターにご利用いただいているという状況でございます。

耐震診断ではI s 値の最小値が0.13という著しい耐力不足が判明しましたが、全てを耐震改修することは費用面からも困難でありましたので、比較的耐力を高めやすい新館のみを対象として耐震改修を行ってございます。

しかし、旧館及び浴室等につきましては、耐震化や改修工事が行われておりません。大規模な地震の際には倒壊または崩壊の危険性が高い建物であるということには変わりございません。

元白浜山荘の旧館につきましては昭和38年に建築されてございまして、法定耐用年数を過ぎた建物でありますので、議員のおっしゃるような危険性の関係から、今後延命を図ったとしても、長期にわたる使用は少し難しいのではないかと、このように判断をしているところでございます。

大規模地震の際の倒壊または崩壊によります周辺への与える影響というのは大きなものと認識してございます。今後、危険性というのは十分認識してございまして、この後どのように対応していくかということにつきましては、除却するにしても多額の費用がかかりますので、その辺を踏まえて財源のあり方、また国の補助なども考えながら対応していきたいと思っております。

○議 長

3番古久保君、質問時間は11時3分までとなっております。よろしく申し上げます。

3番 古久保君（登壇）

○3 番

新館は一応大丈夫だと。新館は将来的にはずっと使えるのか、その辺の確認はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

新館におきましても耐震改修といいましても当時の耐震改修ですので、現在小学校とか本庁舎もやりましたけれども、そうした耐震補強とは少し違うレベルの耐震補強でございまして、新館につきましてもやはり老朽化は進んでますから、両方の館とも将来的には幾ら補強してもやはり長く使えない建物ではないかと、このように判断してございます。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ほんまに残念に思うのは、ただほど高いものはないと言われてますけど、立谷町政のときだと思っすけれども、何であれを無償で県から払い下げられたのか、そこで慎重に何で検討できなかったのか、その辺が不思議でならない。今後はあれがお荷物になってるということであれば、もう一回引き取ってくださいと、県との話はできませんか。もし我々が引き取るのであれば解体してから引き取りますよと、土地だけくださいよ、有効利用させてもらいますよというふうな交渉もできないものか。何かそういう交渉は今までされたのか、それともあれはもう仕方ないお荷物やという形ですと通してこられてるのか、その辺のところはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員のおっしゃるように、当時担当でもございませんので、詳しくは存じ上げないんですけども、和歌山県から引き取る段階においてもうちょっと調査というものが事前に行われた上で、将来性を見据えた上での引き取りであればこういう問題も生じていないのだろうと思っております。ただこの建物を県のほうへ戻すといえますか、県のほうへお戻ししますというようなお話をしたことはございません。機会があればしたいとは思いますが、結果としては県としてもこれはもう既にお渡ししたものでというお断りの返事が来るというのは想像がつきますので、直接的にお話ししたことはございません。

先ほど立谷町長の時代ということでしたけども、これを引き取ったのは真鍋町長の時代になります。ですから大分古い時代でありまして、引き取った後に判明したので、すぐにやっぱり引き取るのをやめますというような返し方だったらできるのかもしれないけど、もう経過年数もたっておって町も使っておりますので、県のほうへそういう申し出というのはなかなか難しいと思っております。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

今回、総合管理計画というふうな冊子もできてますね。その中にたくさん公共施設があると、それを見直しするのだという冊子もできました。この間いただきました。その中にも多分入っているのだと思っす。施設の資料をいただきたいという要望もさせてもらってますけども、それも含めてお願いしたいなと。

やっぱり地域の人には心配してますので、何とか対応を考えてもらわなければ、これはそのままほっといて、あの大きな器をほっとくわけにはいかんと思う。つぶすにしても億近い金がかかると思う。だからやっぱりその辺のところも考えて、対応してもらわなかったら、きのうも玉置議員は前向きな質問をようけされてまして私は感心したんですけども、私は後ずさりするような質問ばかり今まで3年間やってきました。もうほんまに情けないんですよ。欠点を探ることばかりしてましたので、申しわけないのやけど、あと半年ほどの間にそういうことも質問させてもらいたいなと思っすけど、あの処理はよろしく願いしておきます。

白浜山荘については終わります。

あともう1つ、三段の梶原谷、これも今まで何人か質問されたかと思っすけども、私

はこの間見てきましたけど、建物が建ったままでほとんど有効活用がされてない。使われてないまま今その建物は廃墟になってます。とてもやないけど、今、木とか林に囲まれてるから建物は多分台風にも飛ばされんともってるのだらうと思うぐらい、もう朽ちてますね。あれにはまたポンペを運ぶためのリフトが下に向いておけてます。あれもさびてます。今までそういう維持管理が全然できてない。ほったらかしの施設です。今後どうされるのか聞かせてください。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま議員より三段の梶原谷のダイビング施設の件についてご質問をいただきました。

この施設につきましては、議員もご承知かと思いますが、平成11年に和歌山県の観光施設補助金を活用し、建設された施設であります。管理運営に当たりましては、現在の和歌山南漁業協同組合と連携をとり、町内地元の4社のダイビング会社が協議会を設立し、取り組みを始めました。

当初は利用者から1回300円の利用料金を徴収し、運営に当たりましたが、年間の利用者数は200人前後と少なく、また、電動モノラックも設置し、施設から海までポンペ等の機材も運べるようにしていましたが、海岸まで車で行けないために利用者はモノラックの横にある階段を上り下りしなければならなかったこと等もあり、年間利用料は6万円ほどでありました。モノラックの維持管理が月々7万円ほどかかり、費用対効果からもモノラックの使用を停止し、自力で機材を運ばなければならないようになり、ほとんど利用者がなくなり、その後、協議会のほうに相談しまして、平成16年3月に施設を閉鎖したところであります。その後、何件か利用したいとの問い合わせ等もありましたが、施設の老朽化、モノラックの動作ができないことで、閉鎖をしている経過もあり断ってきたところであります。

町としまして、今後、この閉鎖している施設を維持管理していくのかも考えなければなりません。冒頭申し上げました県の観光施設補助金をいただいている関係で、適正化法という法律がありますので、すぐに取り壊しをするということも困難であります。それらも含めまして再度庁内でも検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長
3番 古久保君（登壇）

○3 番

ということはあの建物についてはまだあのままでという捉え方でいいんですか。

○議 長
番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

もう議員も見ていただいたとおり、今はもう使いものになるような状況でもありません。担当課としても、手前にトラロープで立ち入り禁止等を張っているぐらい、2カ月に1回は建物をきちんと見て、人が入っていないか等の確認も行っておりますが、今のところはもう維持というかこのままの状況で、もし災害等になった場合も、それこそ台風で飛ばされる可能性もあるかもわかりませんが、何とかそういうところを避けるというところが精いっぱい

であり、今後適正化法が切れたときには取り壊しも含め考えていきたいと。今のところでは再利用というのは正直難しいかと思っています。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

適正化法が三十何年か、33年やったかな、切れるのかな。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

木造でありまして、適正化法は事務所であれば24年、店舗であれば22年という規制がありますので、短いほうの22年をとったとしても平成11年建ちですので平成33年が適正化法が切れる。24年で見れば平成35年です。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

そしたらその適正化法が切れた段階でもう撤去すると、使いものにならんから撤去するのだと、さらにするのだという捉え方でいいんですね。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

再利用というのは難しく、ダイビング会社さんとも平成16年に閉鎖するときいろいろな協議をした経過もありまして、その後利用というのも難しいということになっておりますので、担当課としましては解体にはかなりの費用がかかるとは思いますが、何とか解体をして処理のほうをさせていただきたい。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

とにかく新しく建てて、何千万円もかけて建ててほとんど使わずに今度また撤去するのにお金を使つてと。

何とか皆さん方、公務員の皆さん方をお願いしたいのだけど、お金の支出をもっと慎重に考えてもらって、簡単に予算化しないでくださいよ。やっぱり予算をとったらきちっとした仕事をしてくださいよ。こんなことを毎回毎回私は質問してるんですよ。無駄な金を使わないでください。これはあなた方のお金じゃないんですよ。だからみんな責任を持ってあなた方の仕事というのは誰のために仕事をしてるんですか。町民のために仕事をしてるんですよ。そしたら町民のためになるように、一部の町民だけに目が行ってるのではダメなんですよ。全体の町民を考えて、行政をやってくださいよ。

口はばったいけど、申しわけないけど、それだけお願いして終わります。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

先ほど古久保議員からいただきました白浜山荘の関係で、引き取ったのは、議員ご指摘のとおり立谷町長のときです。ただ最初の申し出があったのは真鍋町長のときですので、ちょうどはざまといえますか経過の中でありましたので、訂正させていただきます。

○議 長

以上をもって、古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 05 分 再開 11 時 15 分)

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

5 番丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。まず、国保税と窓口負担金についての質問を許可します。

5 番 丸本君（登壇）

○5 番

5 番丸本です。議長から質問の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

最初に国保税と窓口負担についてお聞きいたします。

高過ぎる国保税が払えず、滞納する世帯が多くあると聞いております。高い国保税を払えば生活が困窮する。滞納すれば滞納処分、差し押さえをされる、公的債権の中でも金額が大きいのは国保税だと思います。国保税は所得で計算する所得割と人数にかかる均等割、世帯にかかる平等割と資産割で白浜町では計算をしていると思います。アパート住まいで仕事につけず、所得ゼロの住民にも均等割や平等割があり、国保税が賦課されます。

来年、平成30年度から、国保は都道府県と市町村の共同運営となり、市町村は今までと同様に、賦課・給付の権限を持つこととなります。平成30年度からの国保税は県が自治体に割り振る事業費納付金を国保税で集め、県へ納付することになると思います。来年度以降は納付金100%を納付するのが自治体の義務であると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員より国保税と窓口負担金についてのご質問をいただきました。

議員もご承知のことと存じますが、国民健康保険制度は、加入者の皆さん一人一人が保険税を納め、いざというときの医療費や介護にかかる費用を補う、地域に住む方々の支え合いの制度であります。納められた保険税は国・県などの交付金、町からの繰入金などとともに医療費などの支払いをする大切な財源です。

健全な事業運営のため、住民の皆様のご協力をお願いするものでございます。

次に、平成30年度からの国保運営につきましては、今議員がおっしゃっていただいているとおり、県が財政運営の主体となります。

県は、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は、その示された納付金を納めることとなります。議員のおっしゃられるように、県から示された納付金につきましては、100%を納付することが当然の義務であると考えます。

また、納付金を算定するに当たり、各市町村の徴収率の実績等も算出基準に含めた標準保険料率を設定し、示されることとなります。

市町村は、その標準保険料率を参考に、町の国保税率を決めるということになります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

県から割り当てられた納付金の100%を納めるのが義務だというご答弁だったように思います。

現在、国保税の収納率は90%前半と思いますが、直近3年間の収納率についてどのようになっていますか、ご答弁お願いいたします。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

国民健康保険税にかかる直近3年間の収納率についてのご質問でございます。

先に現年分のほうから説明させていただきます。平成26年度の現年分は92.61%でございます。そして平成27年度の現年分は92.81%、平成28年度の現年分は94.47%でございます。

次に滞納繰越分でございますが、平成26年度が25.68%、平成27年度が18.07%、平成28年度が21.46%でございます。

以上です。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

国保が都道府県単位化ということになれば、各市町村は被保険者の数で納付金が決められ、その収納率をオーバーすれば黒字になり、届かなければ赤字になると思います。市町村に定められた収納率に届かない自治体は、現年度分の納付金分の国保税収納に加え、県への納付金に届かない赤字の分については保険料率を上げるか、過年度滞納分の徴収をして解消することが考えられ、来年度以降、差し押さえがふえることが考えられます。徴収率が高い数字であった場合、赤字分の解消をどうしていくお考えであるのか、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

議員よりただいま納付金が高い数字であった場合、赤字分の解消とのご質問だと思います。

まず、県が納付金を納めるために、市町村の徴収率の実績も含めた上で算出される標準保険料率というのが示されることとなります。その示された標準保険料率を参考にして、各市町村は納付金を納めていく上で適正な国保税率を決めるということになります。これは徴収率の実績も含めた上で決めた国保税率とはなりますが、議員のご質問で、徴収率の減少等による事由で県への納付金が国保税の収納額よりも高くなった場合につきましては、やはり基金を取り崩さなければならず、なお不足が見込まれるようであれば、翌年度以降の税率の引き上げ等も検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番
過年度分の国保税の滞納額は、これはどれだけあったんですか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）
平成29年度に繰り越した滞納額は1億8,108万2,865円でございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番
保険が都道府県化すれば、保険料率を上げるか基金を取り崩していくか、そしてこの国保税の滞納額は1億8,000万円ずっとたまっているということで、この辺にもやっぱり取り立てが厳しくなってくると思うんですよ。

それでこの国保が都道府県単位化になれば、今以上に滞納分の徴収に走ることが考えられると思うんです。先ほどの説明では徴収率が26年度が92.61%、27年度が92.81%、28年が94.47%、去年は大分上がってますね。これは厳しい取り立てをやつとると思うんですけども、こういう滞納分の取り立てとか現年度分の取り立てが今以上にまだ厳しくなってくるという、こういうことになると思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長
質問の途中ではありますが、5番丸本君、今の質問の際に国保税の取り立てとありましたので、表現方法をできましたら徴収という言い方に訂正をしていただけますでしょうか。
5番 丸本君（登壇）

○5 番
はい。

○議 長
それでは訂正をいたします。
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）
今、議員さんのほうから滞納分の徴収が厳しくなるのかとのご質問でございます。
先ほど申しあげましたように、平成28年度現年度分で徴収率が94.47%ございました。これは年々徴収率が上がっているという状況でございます。大多数の方が納期内に納付をしていただいている現状で、その反面、一部の方にだけ特別なことが許されるということでは公平負担の原則にも当てはまらなくなってしまう。

また今後、国保の運營業務について広域化等の課題もありますし、医療費の負担増加に加え、後期高齢者医療制度に対する支援金の拠出が大幅に増加する見込みであり、厳しい状況が今後も続くと予測できますが、このような状況を踏まえましても、滞納となっている保険料の徴収に今後も今までどおり努力していきたいと考えているところでございます。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

2011年9月の台風12号により、紀伊半島で大災害が発生し、当白浜町においても家屋の浸水、農作物への大きな被害がありました。白浜町国民健康保険条例第26条には、町長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認める者に対し、その者に課する保険税を減額し、または免除するとあります。1. 貧困により生活のため公私の扶助を受けることになった者、2. 天災その他特別の理由により被害を受けた者、3. 次のいずれかに該当する者の属する世帯の納税義務者。先の台風で被害を受けた方は白浜町国民健康保険条例第26条2項により、国保税の減額か免除を受けたことと思います。

国保税の減免については、地方税法717条に市町村の条例により国保の減免ができると定められています。減免の内容や理由は市町村によって違いがあると思います。白浜町の条例を見てもと整備をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。例えば重度障害者、世帯主や家族が長期入院した場合や生活困窮者等を減免の要件に加えるお考えはいかがでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

白浜町の条例における減免措置について見直しをしてはどうかとのご質問でございます。

減免の制度につきましては、徴収猶予や納付期限の延長等によって納税が困難であると認められるような、担税力の薄弱な方に対しての救済措置として、行政処分によって納税義務を消滅させるもので、条例の定めるところにより、町長の権限において行うものでありますが、法的に税を減免することのできる範囲は、先ほど議員よりご説明いただいたとおりでございます。

また、減免とは別に、国民健康保険税の軽減措置として、前年中の所得の合計が一定金額以下の世帯につきましては、均等割と平等割に対し、それぞれの区分に応じて7割、5割、2割の軽減が適用されます。例えば年齢が70歳で所得が33万円以下の一人世帯の場合では、軽減前の均等割と平等割の合計が6万900円になります。ここから7割軽減が適用されますので、1年間10期分で計1万8,200円となります。1期分当たり約1,820円として軽減措置が行われることとなります。

また、議員からご提言いただきました重度障害者等々の方々につきましては、医療保険による定率の現物給付を核としつつ負担上限制度が整備され、その他、公費による多様な負担軽減策も整備されています。

また、地方税法717条の国民健康保険税の減免につきましては、天災その他特別な事情がある場合において減免することができるとされており、その他特別な事情がある者とは、一般的には失業、廃業等により所得が皆無となった者等をいうと定められていますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今説明いただいたこれは、法定減免のことですか。

法定減免、質問をしたようにこの白浜町国保条例の26条というのは、これ以外に減免の

制度をつくっていると、こういう理解でよろしいのか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

これ以外といますか、法定の法律で定められている減免制度を今説明したところです。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

私はそれ以外に、白浜町の条例の26条の中に1番、2番、3番とあるでしょう。それでそれ以外に重度障害者とか世帯主の家族が長期入院した場合や生活困窮者等の減免の要件を加えるお考えはないんですかと。あなたがおっしゃるのは法定減免で、それは法律で決まっているということですか。今法定減免とおっしゃったでしょう。それ以外にこれに加えるわけにはいかないんですかと、そういうお考えはないんですか言っているんですが、どうですか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

確かにそういう考えもあるんですけど、現在、先ほども申し上げましたように、議員ご指摘のいろいろ障害をお持ちの方につきましては、いろいろな負担軽減策もございますので、今の税務課、担当課としては、今すぐにそういった形で減免制度を新たにつくるという考えは持っていないということです。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

何でそんな考えを持てるのや。あなたが言うてるのは法律で定められてある減免や。町独自の減免を言うとするのや。最初に申し上げたでしょう。町独自に、これは無職の人でも所得がゼロの人でもあるいはアパート、借家住まいの方、こういう方でも所得割や資産割は賦課されませんが、均等割と平等割が賦課されるので、税金が幾ら安いというてもかかってくるんです。そういう現状があるんですね。どうなんですか。所得ゼロの人でも国保税を賦課されますか、どうですか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

前年度の所得割がありますので、かかる場合もあると思います。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

かかる場合がある。かかるのか、かかる場合があるのかどっちなんですか。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

かかります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

それでもあれなんですか。安い人やったら1万8,000円とか言うてましたけども、所得がゼロでどうやって払うんですか。ですから、私はあなたが言うてるのは、国の法律で決まっている減免制度やから、私が言うてるのは、町独自でいわゆる重度障害者や生活困窮者、こういう方に減免の制度を与えるべきではないんですか、それを条例にうたったらどうなんですかと、こう申し上げておるんですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

この場合すぐに即答というわけではないんですけども、何回も申し上げますけど、例えば所得ゼロの場合は完全に国保の被保険者からはずれてしまうというものもございます。重度障害者の方がいらっしゃった場合に、平成23年に発生した台風等で被害が出た場合には、当時の現行条例で判断が難しいというケースもありましたので、減免率の見直しと新たな減免措置も行っています。

こういった大規模な災害の発生が危惧される中で、現在の税条例では判断がつかねる場合もあるかもしれませんので、そういった場合には議会にも相談をさせていただきながら、減免についても検討をするべきと考えています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

検討するという理解でよろしいんやな。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

いろいろ要件があるんですけど、今申し上げましたように、現在の税条例では判断がつかねる場合があった場合には、当然検討すべきだと考えています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

税条例を言うてるんじゃないんですよ。先の、5年、6年になるんですか、台風で日置川筋や富田川筋で床上・床下浸水が何件も発生しました。ああいうときはあったと思うんですよ。26条2を根拠にして、天災その他特別な理由により被害を受けた者と、これは条例にうたわれますから、これが適用されて減免の申請があったと思うんです。そういう場合だけではなく、これは法律に基づいてつくった条例でしょう。そやから、これは法定減免やな。この条例に、身体障害者や知的障害者の方、重度障害者、世帯主や家族が長期入院した場合や生活困窮者の減免を、生活に困ってある方の減免を要件に加えるお考えはございませんか

と、こう聞いておるんですよ。そういう考えがないというのか、考えがないという理解でよろしいのか。検討する考えがないと。再度のご答弁をお願いします。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

今議員のお話がありました重度障害者の方々の免除というのは新たな項目になりますので、今すぐにここでできますというようなご返事は少し控えさせていただきたいと思います。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

減免制度をするだとか検討するお考えはありますかと。その検討をせんと理解をしてええのか、できるできんはまた別の話ですよ。検討する必要性があるのではないかなと私は思うんですけど。

○議 長
番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

他市町村の例も当然あるかもわかりませんが、すぐに回答はできませんけど、少し研究をさせていただきたいと思います。

○議 長
5番 丸本君（登壇）

○5 番

こういうのが進んだ自治体もあると思うんですけども、それを参考にしてぜひ検討していただきたいと思います。

次に医療費の窓口負担ということで、国保税はこれで大体終わらせて、国保税と同様に医療費の窓口負担も減額免除できると思います。国保法第44条では、被災や廃業など、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し減額免除ができると定められています。

厚労省から2010年9月13日に窓口負担金、一部負担金に対する新基準の通知が届いていると思います。通知には、1. 災害による死亡、障害者や資産への重大な損害、2. 干ばつ、冷害などによる農作物の不作、不良などによる収入減、3. 事業、業務の休廃止、失業などによる著しい収入減、4. 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき、収入が生活保護で基準以下となり、預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯で入院治療の必要がある場合、一部負担金が減免される。

白浜町において厚労省からの通知より先に、要領で国民健康保険一部負担金の減額免除及び徴収猶予に関する要領がつくられています。一部負担金減免の制度ができ8年になるが、一部負担金減免の申請は何人おられましたか。

また、申請を受理した場合、審査をし、減免の承認、不承認を決定することになると思います。承認、不承認の件数は何人、何件でしょうか。

○議 長
番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

ただいま一部負担金の減免の制度の申請の件数についてご質問をいただいたんですが、一部負担金の減免の申請につきましては、現時点においていらっしゃるという状況でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

今はいらっしゃる、ゼロということやな。

一部負担金の減免の申請がゼロとの答弁でございましたが、窓口負担金、減免の制度を多くの町民が制度について知らないのではないのでしょうか。周知をしていく必要があるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

周知につきましてのご質問ですが、一度、以前に広報等で周知をしたこともございまして、そういったことも検討させていただきたいと思うんですけども、周知方法ですけれども減免等の対象が限られてくるということから、関係課への情報提供を改めて行ってまいりたいというふうに考えます。

それから、実施件数が全国的にもこれは恐らく少ない理由といたしましては、一部負担金の減免基準、これが生活保護の基準に近いということで、そういうことから相談に来る被保険者の多くが生活保護に該当する状況にあるということも考えられると思います。

そういうことから、この制度に該当ということになれば、医療費の一部負担金の減額、免除のみならず、生活全般での相談というふうになってくることも考えられますので、民生課と連携して対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ここの一部負担金の減免については生活保護基準と、それに近い方が適用になるというような発言、答弁であったように思います。ゼロというのはいかにも制度をつくって8年になって申請がゼロというのは、ちょっと周知というんですか、全然知らんように思うんですよ。私もこういう制度があるというのは知らなかったんです。ある人に教えていただいてどうなってるんですかということで、質問をさせてもらっているんですよ。

それで生活保護制度の被保護者になり、被保護者になる前に滞納していた国保税や生活困窮者に5万円の貸付資金を出す制度が福祉のほうにあると思うんですけども、本人に同意の上、生活困窮している方が国保税を滞納したり、また5万円お借りしたりしている方が生活保護になった場合、この国保税や貸付資金を本人同意の上回収というんですか、徴収というんですか、これをしているケースはございますか。

○議 長

答弁できますか。

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

民生課でやっている生活困窮者資金を貸しつけているときに、本人の同意をいただいた場合には、その中から国保税等に支払う場合もあることはございますけども、本人から強制的にはそれをとるということはございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

生活困窮者にお貸しした5万円とかそういうのを、保護になった場合に、本人のご同意をいただいた上で生活保護のお金から回収してあると、こういうことですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

生活保護のお金からじゃなしに、生活困窮者資金で貸しつけた5万円の中で、滞納部分があつて本人がそれから払うてもいいという場合には、利用する場合はあると思います。生活保護の分の流用じゃないということでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

困窮者貸付資金は5万円ですね。そのお金を国保税の滞納の分に回してやる場合もあると、こういうことですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

あくまでも本人がそれを国保税のほうに回してほしいという場合に限りでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

医療とか国保とか一部負担金というのは、やっぱり払うのに苦労してある人も多いですよ。実はきのうも私は知人から電話がかかってきて、入院して医療費の支払いが大変なんやと電話がございました。この辺の一部負担金も国保税もやっぱりそういう方は滞納してある人が多々見受けられます。それでこういう困っている人のために、もう少し国保税の減額とか減免、この辺も前向きに取り組んでいただきたいと思います。

税を滞納している住民は生活が困窮していることが考えられます。政治は税のとり方、使い方を決める場であると思います。滞納者の痛みがわかる行政運営をしていくことが大切なのではないのでしょうか。ことしの3月議会で質問をしましたが、寝たきり患者及び身体障害者等扶養手当についての国と地方に制度があるが、知らないため、受給できていたのはほんの一部の人に限られておりました。一部負担金減免の制度の周知を求めて、国保税と窓口一部負担金の質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、1点目の国保税と窓口負担金についての質問は終わりました。

次に2点目のコミュニティバスについての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

次に、コミュニティバスについて伺います。

田野井地区の住民からコミュニティバスの停留所が県道日置川大塔線上に設置されており、集落から遠くて便利が悪い、バス利用者は高齢者や身体障害者が多く、バス停まで歩くのが大変であり、集落の中へバスを入れて停留所をつくってほしい。議会で取り上げてほしいとの要望がございました。

バスの運転手さんにお聞きしたところ、田野井と安宅の利用者の方々から、路線の変更についての話があり、田野井地区では、集落の中へ入ってほしいとの声があり、安宅においても、住民交流センターから奥へ入ってほしいとの話を聞いているとのこと。これらのことは白浜町へ届けているとのこと。バス路線の変更の見直し、バス停の新設等については、白浜町で決められることではなく、公共交通会議を開き国の許可がなければ変更できないと思います。

次の公共交通会議に路線の変更、バス停の新設について提案してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま議員よりコミュニティバスの路線変更、またバスの新設等ということでご質問をいただきました。

白浜町のコミュニティバスにおきましては、議員もご承知のように平成26年10月1日から運行開始以降、順調な形で運行させていただいております。

運行に際しましては、運行事業者から毎月路線ごとの乗車人数等の報告を受けておりまして、また、定期的に対象地区、対象の地元区また利用者及び運行事業者からの意見などをお聞きしております。現状の把握及び要望等の内容の精査に現在も努めているところでございます。

議員ご指摘のように、運行の内容の変更等に当たりましては、適時、地域公共交通会議を開催させていただいて、案件について協議を行った上で、承認といいますか了解を得られたものを和歌山運輸支局に提出して許可を得る必要がございますので、そうした手続を行ってございます。

先般、6月8日ですけれども、第5回の白浜町地域公共交通会議、こちらを開催させていただきまして、白浜町コミュニティバス運行に係る変更事項等についても協議をさせていただきました。今回の運行の内容の変更につきましては、平成29年10月1日からの変更の内容になってきます。安宅区及び城区の中におきまして、一部路線の延長またバス停の新設の変更でございまして、地元区や利用者からの要望により見直しを行ったものでございます。認可が必要ですので、まだ許可はおっておりません。

田野井区、こちらの案件につきましては、議員がご指摘のように運行事業者より報告は受

けているところがございます。ただ地元区及び利用者からの要望というのをお聞きしていないところもございましたので、今回の見直し協議の事項には取り上げていなかったところがございます。

今後、議員からもご指摘がございましたし、運行事業者からのお話がありますので、地元区及び利用者などからご意見をいただいて、部会の中で一旦精査するわけですが、現状の把握及び内容精査を行った上で、路線変更、またバス停の新設、そうしたものが必要であるかを検討してまいりたいと思っております。

運行内容の変更に伴う要望等の内容の精査に当たりましては、利用者が将来的に必要なということでは認可がおりませんので、あくまで現時点でここが必要というところに重きに置いた見直しという形になってございます。また、できるだけ対応が可能な範囲で取り組むこととしてございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5 番 丸本君（登壇）

○5 番

今、総務課長からのご答弁では29年の10月1日から城と安宅でルート変更というんですか、路線のルート変更があると。まだ正式には和歌山運輸支局から許可が出てないという答弁であったように思います。田野井はことしの分にもう間に合わなんだ。それは地元とか利用者から声が町に届いてないという、こういう答弁でありましたね。

それで、そういう中で、声が届いてなかったも、この2カ所は届いてたから公共交通会議に上げた。それはわかるんですよ。しかし、向こうから利用者から声なくても、こっちからバス会社というんですか、運行を委託してある第一交通さんの運転手の方にお聞きするとか。運転手さんのところへ、利用者というのは不便やと。待ちの行政ではなく、こっちから。声が来るのを待ってるという行政。こっちから出かけていかなんだら、やっぱり住民の声とか利用者の声はつかめんはずよ。待っててもなかなか声というのは届きにくいから、その辺抜かるとのやないですかと思うんです。

これを最初に運行をされたときに、本格運行が始まったのが27年10月でしたか、それで26年10月から実証運行というか試験的にテスト的に走らせてあるんです。26年からたしか実証運行、テスト運行をやっておると思うんです。その後1年して27年10月から本格運行。その間、1年試験的に走らせたときに、そのときに私はやっぱり安宅とかセンターだけじゃなしにもうちょっと奥へ入ったらどうですか。田野井やったら集落の中に入ったらどうですかと。安居は中へ入ってくれました。こっちから待つのでなしに、何でバスの運転手さんに実情というのをお聞きせなんだのかな。提案は、次の公共交通会議というたら、ことし6月8日にやられたという話だから、1年に1回でしたら来年の6月まで待たなあかん。6月に提案してくれるのを待たなあかん。来年の6月に提案していただけるんですか。どうですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

バス会社というか運行を委託している会社からはいろんな利用していただいている方々からの要望というの届いておまして、町のほうへも逐次そういう情報というのはいただい

ているところでございます。ただ当然利用者の方々からすれば、私も利用はしたことはないんですが、当然自分の家の前でとまってくれるのが一番いい話であります。やはり公共交通という考えのもとで、どこまで支線を延ばしていけるか、また運行の時間帯もありますから、そういう全体的な枠の中で物事を考えてございますので、バス停をふやすにしても、先を延ばすといいますか、中へ入るような時間帯のスケジュール的なところとか、そういうのを総合的に判断させていただいて、運行表をつくってございます。不便であるという声もいただくこともありますけども、その辺についてはご理解いただくとあかん部分もあります。議員のおっしゃられているのが、私も手元にどこからどこまでという把握はしてございませんが、それが検討としてできる範囲であれば検討の中へ含めて、提案するかどうかというのは部会もありますから、その中で検討した上で進めていきますけども、ご意見がございましたので、その部分は来年の公共交通会議に上げるか上げないかはまた違いますけども、上げられるような手続の中で検討したい、このように思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

公共交通会議に提案できるように検討するということですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

29年10月の部分については6月8日の公共交通会議で決めてますので、それをもう一度開き直してという話にはなりませんし、そこまでいくまでには十分な精査が必要になります。ですから精査を行った上で、必要であれば、次年度の公共交通会議、またできれば直近に臨時で開くのであれば、そうしたところへ、提案が必要な案件であると判断できる手続であれば、早急に手続をして調査して進めていきたいとは思いますが。ただ提案できないような状況であれば提案しないということもあるのかもわかりません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

答弁がちょっと理解できにくいんですけど、必要であればというのは利用者に声を聞くんですか。聞いて、地域の利用者に声を聞いて必要であれば公共交通会議に提案すると。必要であるということは利用者に聞くということですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

バス会社のほうから利用者さんの細かな意見というのはいっぱいいただいております。その中で我々は公共交通会議の中で、バス停の停留時間とか運行の時間であったり、例えば駅から電車の時間を合わせて出発したりというような全体スケジュールがございましたので、きめ細かなところまで行けてないのは事実でございますが、そこは利用者の方々にご不便な部分もあるかもわかりませんが、そこはご協力いただきたい点でございます。

ですから今回議員がご指摘の部分というのは、今手元に持ってないのでわかりませんが

も、その部分について運行表を変えて運行できるのかであったり、そこにそういうバス停を新たにつくることが利用的に必要かどうかというのを全体的な中で検討した上で、必要であればかけていくということになります。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

地域の田野井の方から直接私もお聞きして、そしてバスの運転手さんに確認したところ、田野井の方と安宅の方から、路線変更、バス停の新設、こういう話を聞いてます。このことは町へ伝えておりますというお話をいただいております。それで利用者の方とか地域の意見を集約して、ぜひ次の公共交通会議に提案していただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議 長

以上で、2点目のコミュニティバスについての質問は終わりました。

次に3点目の町営住宅についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町営住宅についてお伺いします。

市鹿野町営住宅の場合、10戸ある住宅のうち現在入居しているのは3戸のみ。空き家7戸のうち2戸はオール電化対応しており、空き家にしておくのはもったいないという声があります。個人の借家に入っている方が、借家の老朽化により借家を出て、あいている町営住宅に入りたいが、単身では入居できないとのこと。私も過去に、丸本さん、単身で町営住宅に入れないので、あいている家を貸してくれと言われたことが2回ありました。

単身で入居できない根拠は条例上あるとのことですが、地域限定で単身でも入居できる特例を条例でつくれないものか、ご答弁をお願いします。

○議 長

5番丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

町営住宅の入居基準の見直しについてご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、公営住宅は、以前から公営住宅法による入居要件としまして、同居親族要件というものが規定されていたため、単身では新規入居をすることができませんでしたが、平成25年に法律の改正がございまして、現在この要件は撤廃されているところでございます。

白浜町では、以前から単身者よりも夫婦や子育て世代で住宅に困窮されている方々を優先すべく、2DKや3DKの広い住宅に単身で入居することを避けるため、白浜町町営住宅条例の中で同居親族要件を残し、単身者用としては、床面積が40平方メートル以下の住宅に限って、この要件を除外して入居できるようにしているところでございます。

議員からお話がありましたように、現在7戸が空き室となっております市鹿野の町営住宅につきましては、それぞれ建築年度が異なりますが、いずれも3DKもしくは3LDKで床面積が70平米以上あります。今のところ入居募集に際しては、先ほど申し上げましたよう

な同居親族要件を付しているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、市鹿野住宅を初めとしまして日置川地域の町営住宅の募集を行っても応募が少なく、空き室が多いのが実情であり、定住人口も減少していることから、日置川地域に限って地域活性化のためにも、今後、日置川事務所とも協議をしながら、条例等の改正に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

ご答弁では、今でも40平米以下であれば入居できると。しかし市鹿野の住宅は70平米とおっしゃったんですか、入居できないと。過去には法のくくりがあって入居できなかったけども、今は町条例で定めたら入居できると、こういうことですね。

それで市鹿野の場合、私のところにも、先ほど申し上げたように2回あったんです。今でも単身で入りたいけども入れん、こういう状況で10戸のうち7戸空いている。丸本君これは何とかならんのかという話もあって質問してもらえんかという感じやったので質問させてもらったんです。それで検討していきたいという答弁をいただきましたけども、ぜひ早い条例改正をお願いしたいと思います。

これはいつまでに結論は出ますか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、議員からもありましたように、2名の方が相談に来られたということでございます。町といたしましても、実際に単身者の方でどれだけ入居要望があるのかというところはまだちょっとつかみかねてはおりませんが、いつまでということは今この場では言えませんが、日置川事務所とも相談しながら早急に検討していきたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

町営住宅の住宅使用料について。

町営住宅の家賃は所得によって上下することになっていると理解しております。過去に子どもが働きだし世帯の所得がふえ、使用料が上がったため、町外へ転居した住民もございました。家賃の決定通知時に表とかで家賃と世帯所得等をつけてあげることができないでしょうか。そのほうが家賃が上がっても納得できると思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員もご承知のとおり、町営住宅の家賃につきましては、住宅のタイプ、それから前年度の入居者、世帯全体の収入額、それから世帯の構成により、公営住宅法で定める収入の分位に振り分けられ、分位ごとに家賃が決定されております。

そのため、世帯全員の収入額の増減や世帯構成の変動により、分位に変動があった場合は、

家賃の増減が発生してきます。

このような内容につきましては、新規入居の際に配付する、町営住宅のしおりにより個々にご説明をさせていただいているところでございます。

また、次年度の家賃決定につきましては、毎年7月から8月ごろにかけて入居者に収入申告書を提出していただいております。世帯の収入額・構成を確認し、10月1日を基準日としまして収入額の認定を行い、それに基づき家賃を決定し、12月ごろに通知を行っているところでございます。

議員からお話がありましたように、今後通知を行う際には、大きく家賃が変動する入居者に対しましては、その説明をきちんと説明したものを付して通知を行いたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

通知をしていただけると。

以上で、この町営住宅について終わります。

○議 長

以上で、3点目の町営住宅についての質問は終わりました。

次に4点目の川添活性化支援センターへのAED設置についての質問を許可いたします。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

川添活性化支援センターへのAED設置についてお伺いします。

この3月に市鹿野小学校が閉校して間もなく3カ月になります。校庭には草が茂ってきています。校舎周辺の環境整備には6月の補正で対応していただいております。早い対応に感謝を申し上げるところでございます。市鹿野小学校に設置していたAEDを川添活性化支援センターに設置してほしかったという声もお聞きします。

市鹿野小学校に設置していたAEDは、既に白浜のほうに移されたと聞き及んでいるところでございます。

そこでお伺いいたします。

以前廣畑議員がAEDについて質問されていましたが、公共施設での設置状況はどうなっていますでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

丸本議員より公共施設に設置しているAEDについてご質問をいただきました。

役場本庁等の公共施設では17カ所、幼稚園・保育園で5カ所、そして小中学校で13カ所です。こういう数字で把握してございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

川添活性化支援センター以外にAEDの未整備の公共施設はあるのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

AEDにつきましてはやはり人が多く集まる施設というものにつきましてはAEDを設置しておるのが多いんですが、公共施設の中でも未整備の施設もございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

AEDの優先準備についてお聞きしたいと思います。AEDの整備の優先順位等はあるのでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

AEDの整備につきましては、優先順位というものを決めているわけではないのですが、先ほど申し上げましたように、集客の多い施設でありましたり、またスポーツなど、温泉なんかもそうですが、体調が急に变化する恐れの大きいような施設を優先して、そういう施設につきましては設置をしているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

日置川地域では、住民交流センターやみまい荘にも設置されていると聞いてございます。

市鹿野地区では、川添診療所にAEDが設置されているとのことですが、夜間や休館日には閉まっていて、AEDを取り出せない状況であり、また、設置しているAEDは医療専門であるのか、取り扱い説明が英語表記と聞いております。

市鹿野地区は救急車の到着に時間がかかります。万が一のときのために川添活性化支援センターにAEDを設置しておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議員から一般質問をいただいたときに、現状につきまして日置川事務所長のほうにお聞きさせていただきました。

議員ご指摘のように、診療所のAEDは英語表記で利用ができない、また休館日は鍵が閉まっていて住民の方が取り出すことができないという状況があると聞いてございます。そして小学校に設置していたAEDは現在市鹿野にはないということで、日置川事務所長とも相談させていただいたんですが、所長からはぜひとも設置が必要なのでというお言葉をいただいておりますので、川添活性化支援センターへのAEDの設置につきましては、町長、副町長とも、また財政とも協議が必要ですが、前向きに対応したいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

早い対応をしていただけるようなご答弁をいただきました。

つけていただくのであれば、取り扱いというんですか、やっぱり消防職員の方がお詳しいと思うんです。山間部であり、救急車が到着に時間が30分も40分かかると思うんですよ。そういう地域でありますので、講習というのもやっぱりできるだけ1年に1回とかしていただければ、市鹿野の人に聞いた話では、講習を受けたけど、もう使い方を忘れてと、そういう声もありますので、消防団員さんとか区の役員さんとかを初め、定期的に講習をしていただければ大変ありがたいんですけども、その辺どうでしょうか。

○議 長

番外 消防長 大江君

○番 外（消防長）

ただいま丸本議員のほうから救命講習をしてくれというご質問がございましたので、地元のほうから、いついつ講習会を開催したいので消防のほうで講習会をしていただけませんかというような要望がございましたら、消防のほうも講習の開催に向けてご協力させていただきたいと思っております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

地元からそういう声も出てくると思いますので、またそのときはひとつよろしく願いしておきます。

これで、AEDについての質問を終わります。

○議 長

以上で、4点目の川添活性化支援センターへのAED設置の質問は終わりました。

次に5点目の道路管理についての質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

道路管理について質問させていただきます。

最近、県道日置川大塔線の小房付近での県道の路面状況の悪化も気になりますが、山からの落石や崩土が目につきます。点検とか対策はどうなっているのでしょうか。崩れてきた土砂は一応取り除いてくれておりますが、予防対策は何もできておらず、非常に危険です。

町は現状を把握できているのでしょうか。把握できているのであれば、現場が危険な状況になっていることは既にわかっていることと思います。県に法面の改修について働きかけをしておるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

県道の維持管理についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘の県道日置川大塔線は、市鹿野地区や滝地区、上露地区の皆様の生活道路や防

災道路としての役割を果たす大変重要な道路であると認識しております。建設課としまして、現状を把握しておりまして、管理者である県に対しまして、機会あるごとに早期改修の要望を行っているところでございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

要望を行っている。

過日、市鹿野の住民から言われたことがございます。小房地域の落石、崩土がある現場に落石注意の看板が2枚立てられております。路面に落ちている石に注意するのか、落ちてくる石に注意するのか、そしてバリケードが置かれており、安全第一と書いているとのことです。安全第一であれば早く落石防止の対策をしてくれとのことです。

市鹿野から、今2人の住人が上富田町へバイクで通勤をしております。落石のある場所では左側通行すれば危ない場合、中央や右側を走ることがあるとのこと。2輪車の場合、落石に当たると命にかかわってまいります。

市鹿野の住民からだけではなく、町外の方からもよく道路について言われます。落石がある、悪路である、走るのが怖い、幅員が狭い、上富田町から旧日置川町へ入ると別の国へ来たぐらい道路が悪い。なぜこんなに道路の整備がおこなわれているのか、よく聞かれます。道路管理者である県に対し、強い働きかけを求めていますか。ご答弁をお願いしたい。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

県との協議の中では、今のところ議員のご指摘の小房地区を含め、玉伝口から市鹿野橋間につきましては、用地等の関係もございまして、近々での大規模な改修計画はないと聞いております。局部的な維持補修工事や、また災害復旧工事、それから道路パトロールによる現場巡視を強化していくとございまして、現在はそのような対応をさせていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、道路への落石は大変危険であり、町といたしましても局部的な整備の必要性についても強く訴え、引き続き県に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

これでこの質問を終わりますけども、局部的な改修も私はしてないと思うんですよ。局部的というてもどこをしたのかと私は聞きたいです。カーブミラーを数個つけてくれたぐらいかな。最近、穴があいたところとか、路面が下がったところとか、少しは改修をしてくれていますよ。あんなのが局部的と言えるのかなと思うて。がたがたの道です。この6月に上富田町のある方が3回ホテルを見に来た。丸本君、あの道は悪いと言うて、上富田町から旧日置川町に入って卒塔婆トンネルを抜けて下へずっとおりるでしょう、あれからほんまに道路ががたがたと。

県は局部改修をほんまにしてもらえんのかな。路面があっちこっちで凹凸が激しくなっ

いる。ぜひ強く言うたってください。パトロールするだけではなしに、やっぱり改修してもらわな。局部改修ってどこをやったのかな。私も白浜町へ二十数年働きにきたんですけども、私は慣れてますけど、ある高齢者の方が言うのには、ヘルパーさんも来るのが恐ろしいと言うて、女性の方らしいですけどヘルパーさんが来るのが恐ろしい言うて。あの道をええと言う人は誰もおりません。県へ強い働きかけをしてくださいね。頼みますよ。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、議員からご指摘のとおり、現状を再度県のほうへ伝えまして、早急に対応していただけますようお願いしてまいりたいと思います。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

以上で終わります。ありがとうございます。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 12時25分 再開 13時28分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

6番水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は一問一答形式です。まず、白浜町子ども・子育て支援事業計画についての質問を許可します。

6番 水上君（登壇）

○6 番

6番水上です。よろしくお願ひします。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

それでは、最初に白浜町子ども・子育て支援事業計画について伺います。

国は全ての子ども、子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図るとして、予算と施策を公表し、町も計画策定していますが、町の実施計画の進捗はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま水上議員から白浜町子ども・子育て支援事業計画についてご質問をいただきました。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画で、本町の上位計画である第1次白浜町長期総合計画の部門別個別計画として位置づけられ、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取り組みの基本的方向と、就学前

の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取り組みを示すものとして、平成27年3月に策定したものでございます。

具体的な施策・事業を進めるために、「地域ぐるみの支え合い・たすけ合いで子育ての喜びを実感できるまち」を基本理念に、住民の皆様を初め、保育園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援を現在進めているところでございます。

計画に関する詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

事業計画の進捗に関しましては、子ども・子育て事業計画の中で位置づけされている地域子ども・子育て支援事業は13事業あり、地域の実情に応じ、実施されることとされております。

まず延長保育事業につきましては、保育認定を受けた子どもについて通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業ですが、事業実施策定時のアンケートにおきましても、18時以降の延長保育希望の声が多くあり、今後さらに保護者の働き方が多様化することも見込まれることから、18時までの開所であった公立保育園3園におきまして、通所時間を30分延長いたしております。

次に、子育て短期支援事業では、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育等を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行っております。平成27年度までは実施箇所が3カ所でしたが、平成28年度より契約施設を2カ所ふやし充実を図っているところでございます。

また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場として、未就園児を対象に、地域子育て拠点事業を公立保育園3園で実施、また、全園において園開放をして、同年齢の子ども、親同士の交流や集団遊びの体験の場を提供しております。家族の病気や一時就労など、緊急的に児童の養育ができない場合に児童の保育を行う一時預かり事業ともあわせて対応しているところでございます。

そのほかにもファミリー・サポート・センター事業などを実施しており、今年度は計画の中間年に当たりますが、引き続き総合的な支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長
6番 水上君（登壇）

○6 番

答弁をいただきました。

計画の中間年で、毎年この計画の中には実情に沿う施策をまた見直していくんだというような、そういうことも計画の中には入ってございましたけれども、たくさんの13事業を今説明いただきました。この事業を進める上で、中間年です。今後の課題というのはいかがでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

ただいま課題は何かという質問をいただきました。

事業計画の中の1つであります利用者支援事業につきまして、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じて相談、助言を行うとともに、関係機関と連携調整等を実施する事業でございます。今後、総合的な相談窓口としまして、子育て包括支援センターの設置に向けて取り組みを進めていくのが現在のところ課題となっております。その課題に向けた協議を関係課で進めているところでございます。

○議長

6番 水上君 (登壇)

○6番

国は幼保連携型認定こども園への移行を方向性として示しています。基本的な考え方は幼稚園または保育所の高い水準を引き継ぐとあり、白浜町では早い段階で白浜幼稚園が設置され、幼保連携を図ってきましたけれども、ほかの保育園施設について町は将来的にどう考えるのでしょうか。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

町では平成7年度に幼稚園と保育園の行政窓口を一本化いたしまして、平成9年には白浜第一幼稚園と白浜保育園で一元化を始めました。平成12年度に白浜幼稚園として新園舎を建設、続きまして、富田幼稚園としらとり保育園におきましては、平成24年2月にとんだ幼稚園を建設して、幼保一元化をしてございます。

幼保一元化によりまして、白浜幼稚園、とんだ幼稚園では、保育園、幼稚園の特性を生かしながら保育を行っているところでございます。湯崎保育園、日置保育園の残る2園の保育園につきましても、地域の受け入れ対象地区の園児数が少なく、以前から同地域に幼稚園がなかったこともありまして、保育園単独となっておりますが、保育内容につきましては白浜幼稚園やとんだ幼稚園の特性と変わらないように努めてございます。

○議長

6番 水上君 (登壇)

○6番

全ての子どもの質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うために、改正後の認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程、そのほか教育及び保育の内容に関する基準として策定するとありますが、取り組みのいかんで地域格差は出ないか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

ただいまの質問ですが、今のところ白浜地区では白浜幼稚園が幼保一元化を実現してございます。富田地区におきましては、しらとり保育園と富田幼稚園を一元化してとんだ幼稚園

という形です。日置保育園が今のところ幼稚園という形にはなっていないんですけど、一応日置保育園のほうも、入所要件のほうがちょっと緩めの形で運用をさせていただいていますので、保育の内容につきましては、ほかの3園と同じように、保育園の特徴も生かしつつ幼稚園の特性も生かしつつ保育をしておりますので、その点についてはできているものと解釈してございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

過去に厚生労働省の報告では、1、2歳児の保育所利用率の推移は、平成26年4月では35.1%、平成27年4月には38.1%、平成29年には48%に推移するとみられているとありました。平成29年度、白浜町の現状はいかがですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

保育園の利用率で、近年の傾向としまして、低年齢児ほど上昇傾向にございます。平成29年度の1歳児の入園率は41.9%、2歳児の入園率は62%であり、1、2歳児合計では53.5%となっております。今後低年齢児の入園率は上がるものと考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

厚労省の発表でも、平成29年の利用率として、全国の平均ですが46.5%で2人に1人が利用し、女性の就業率と保育所の利用率の関係は、その就業率の上昇には保育の受け皿拡大が支えていると報告されています。

白浜町ではその受け皿について、待機児童はないと報告を受けていましたが、現在はいかがですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

待機児童につきましては、この4月の入園に当たりましての調整におきましては、待機児童は出てございません。今後また、途中で入園という入園希望が出てきた場合には、待機児童といえますか、ちょっと待ってくださいという形にはなる可能性はございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

白浜町での保育利用の環境は、親の就労、主に保育にかかわる母親の就労が多いかと思えます。時間外保育の利用については先ほど時間を30分延長して対応しているのだという報告もありましたが、利用率などの現状はいかがなんでしょうか。やはり延長保育、時間外保育は希望は多いでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

時間外保育につきましては、やはり白浜地区の白浜幼稚園におきましては、時間外保育の需要は高くございます。それで日置のほうはある程度少ない目という形になっているんですけども、近年やっぱり延長保育につきましては前と比べましたら上昇傾向にございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

県は少子化を食いとめる課題は出産・育児にかかる経費的負担と安心して出産できる医療体制、子育て環境などを挙げていますが、白浜町の課題と解消に向けての対策をこれまでも質問してきました。妊婦健診や不妊治療、育成医療といった医療を助成する事業の報告や、健診と子育て環境の支援などの説明も受けてきました。出生率から見て対策の成果は上がっているのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ここ近年の出生率につきましては、人口に対するゼロ歳児の割合を出しているんですけども、平成26年度は0.51%、27年度は0.61%、28年度は0.54%、29年度が0.57%となつてございます。出生率につきましては若干伸びてきているかなというところが読み取れると考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

少子化を食いとめる課題、今後にまだまだしていかなければならない子育て支援があるかと思ひます。

それで次に学校での児童・生徒の様子、いじめやひきこもりなど現状はいかがでしょうか、お伺ひします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

5月より学校訪問を実施しているのですが、学校の大小にかかわらず、どの学校も落ち着いた状況であり、子どもたちも一生懸命勉強していますし、クラブ活動も行っている状況です。

ただし、しかしながら不登校の生徒がいるというのは事実でございます。不登校に対する取り組みといたしましては、各学校でやはり地道に家庭訪問をしたりとか、またはふれあいルームを初めとする関係機関と連携しながら取り組みを粘り強くしているというところがあります。昨年度不登校の傾向であった児童・生徒が今年度若干徐々に改善されつつあるということをお聞きしますし、先だって学校訪問した学校では、かなり長期間休んでいた生徒が学校へ来て、今はほぼ毎日来ていますよという話も聞きましたので、私どもも大変うれしく思っているところです。

今年度からですけれども、県の教育委員会の施策として、不登校児童生徒支援員という制

度が設けられて、本町でも2名配置されております。その方々が朝、生徒宅へ起こしに行つて学校へ一緒に来たりとか、学校へ登校すれば、学校で一緒に少し勉強したりとか個別の指導を行うと、そういうふうな取り組みも行っております。

また、保育園、幼稚園、小・中学校、不登校についてはその小学校の段階、中学校だけの段階という問題ではないという捉え方から、保・幼・小・中が連携してやはり取り組みを進めていかななくてはならないという考え方のもと、徐々にそういう取り組みも始めているところでございます。

そしていじめの問題につきましては、平成25年に国のほうでいじめ防止対策推進法が成立しまして、白浜町でも同じように白浜町いじめ防止基本方針、またそれらをもとに各学校で同じように方針を立ててそれぞれ取り組みを行っているところでございます。普段の生活の中でアンテナを高くして取り組む、またいじめアンケート等をしながら個別にちょっと気になるなという子どもにつきましては話を聞きながら防止に努めていると、解決に努めているというところであります。

また、いじめ問題につきましては、いつでもどこでもどの学校でも起こり得る問題という考え方のもとにですけれども、そういう意識を持って取り組んでいます。町内でも実際いじめにかかわる問題がありましたし、これからもあるかもわかりません。そういう場合でも、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決ということで、学校一丸となって取り組みを進めると、そういうふうなスタンスで現在取り組んでいます。

以上です。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

これまでにたびたびひきこもりや不登校やいじめやということを伺うんですが、不登校の児童・生徒については、前に質問したときに、24年、25年、26年と、やはり中学生が多いと聞いておりますが、現状もやはり同じでしょうか。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

割合としたら、全体的にやはり小学生が1年から6年までありますから多いと思いますけれども、それが中学校へきて不登校の生徒になると。割合からすれば多いかなと思いますが、それが昨年、一昨年から徐々に状況としては少しずつですけれども改善されているというそういう状況だと思います。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

先ほど教育長のお話の中にもあったんですが、進級など、幼稚園や保育所から小学校1年生に入るときや、中一ギャップなど小学校から中学校へ入っていく時期と、中学校から高校へ入学した1年生に不登校や中途退学の数やひきこもりが多いとこれまで報告を聞いてきました。環境の変化に起因するのではないかと心配しますが、今春の新入学時期からきょうまで、生徒・児童の様子というのはどうですか。そういう環境の変化に起因して、また引き継

ぎが大事なかなと思うんですが、その辺もちゃんとできているのかなと、そこを伺いたいと思います。

○議 長
番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

児童・生徒におきましては、進学時に、例えば小学校から中学校でありましたら、それぞれ担任と養護教諭も入りながら引き継ぎを行います。やはり心配な子どもにつきましては、そういうふうなことも十分引き継ぎながら継続して取り組む、そういうふうな体制でやっております。

○議 長
6番 水上君（登壇）

○6 番

今、大きく心配するようなことはないんだと、引き継ぎもちゃんとできているという報告ですね。

次に障害を持った子どもたちや発達障害のある子どもたちの受け入れと支援について、保育園、幼稚園、学校教育での支援計画やサポートについて伺いたいと思います。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

特別な支援を必要とする子どもでありましても、園での生活が支障なくできる子どもにつきましては、従来から保育園のほうで受け入れしているところでございます。また、必要によっては、そうした子どもたちに保育士または保育士助手を加配して対応するようにしてございます。今年度の加配の状況は、白浜保育園では5名、湯崎では2名、しらとり保育園では6名、日置保育園では3名となっております。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

学校の関係ですけれども、特別な支援が必要な児童・生徒には、特別教育支援員20名を配置して支援を行っているところです。

○議 長
6番 水上君（登壇）

○6 番

後にこのことについてはまた伺っていきますが、LD、学習障害とは、知的発達のおくれは見られないが特定の能力に著しい困難を示すものです。また、ADHD、注意欠陥多動性障害とは、発達段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、両者ともに脳などの中枢神経に何らかの機能障害があると推定され、発達障害に分類されます。

LD、ADHDについては、平成18年度から、通常の学級の中で十分な配慮を行った上で必要であれば通級による指導を行うことができるようになりました。また、障害が、知的、精神障害がある児童と、盲、ろう、肢体不自由があるが知的に問題のない児童と、在籍の一本化がこれまでの体制のままできているか。特別支援教育を実施するためには、一本化に

対応できる教員の研修や増員を求める声がこれまでも大きいのですが、文科省は、5年前の平成24年度の調査では、LD、ADHDなどの子どもが通常学級では全児童数の6.5%と報告されました。町内の特別支援教室と特別支援教育支援員、介助員や学習支援員などは充足できているのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

先ほど次長のほうからも申しましたが、白浜町では予算をたくさんとっていただきまして、特別支援教育支援員というのが約20名配置されております。私も学校訪問をしながら現場での活動を見てるわけですが、本当にきめ細かく取り組めてるなど。本来であればもっともっとその人数が必要だなどという学校からの要望もあるんですけども、やはりそこは学校の中で上手に活用していく、そういう格好でお願いしているところです。

特別支援学級の担任等につきましても研修、主に県で行われる研修なんですけれども、そこに積極的に参加させる。また特別支援教育支援員につきましても、教育委員会のほうで年にせいぜい1回か2回ですけれども、情報交換をしたり、または研修、そういうことも行っております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

従来の障害に加えて、学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症など、数年前まで障害児とみなされなかった発達障害の子どもたちは、これまで普通クラスで単に気になる子としか思われてきませんでした。ちょっと配慮するだけで勉強や生活についていけることも少なくありませんから、地域や学校で総合的な配慮と支援を必要としている子を福祉や医療と協力をして個別の教育支援計画を策定することも必要であると言われてきました。その計画策定と実施について、ちょうど10年前に質問しました。今報告がありましたけれども、あれから現場の教員研修などの実施や計画に基づく対処、教師と医療の連携の成果は出たのでしょうか、お伺いします。

○議 長

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

特別に支援を要する児童・生徒につきましては、個別の指導計画というのがございますし、ずっと幼少期から高校、成人に至るまで特別支援計画というのを求められてはいるんですけども、完全ではないと思いますけれども、つなぐという意味でそういうふうな計画を、小学校、中学校、または特別支援学校で、そういうことで研修も受けながら今るるつくっているところがございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

支援を必要としている子が年齢とともに成長、発達していきます。そこでできる援助の形とは、子ども一人一人を考えていこうとする取り組みであってほしいと思います。

今教育長からもそのような答弁をいただきました。そういう施策に白浜町は手厚いと思いますし、またそういう取り組みの経過などは、また機会を捉えて報告もしていただけたらと思います。

それでは、これで白浜町子ども・子育て支援事業計画については終わります。

○議 長

以上で、1点目の白浜町子ども・子育て支援事業計画についての質問は終わりました。

次に2点目の公園管理と利用についての質問を許可いたします。

6番 水上君（登壇）

○6 番

公園管理と利用について伺います。

最初に町内で町が管理している公園や児童遊園は幾つありますか。その利用状況はどうかお尋ねいたします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま水上議員よりご質問をいただきました。

まず観光課所管の公園についてご答弁させていただきます。

平草原、番所山公園等全部で15カ所があります。

利用状況につきましては、平草原公園は年間を通してたくさんの方々にご利用いただいています。春の桜まつりには約2万5,000人が来場され、年間では約5万8,000人の利用者がいます。また、阪田公園につきましては、球場、白浜会館等の利用者となりますが、約4万人であります。この2カ所の施設には職員が常駐しており、おおよその来場者をカウントし、その他の公園については、来場者の数は把握できていませんが、番所山公園を初めとするその他の公園は、観光客、地元の方々にご利用いただいているところです。

以上です。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

教育委員会が所管の児童公園につきましては、町内に10カ所ございます。利用状況でございますが、利用ニーズ等については具体的なものは把握してございませんが、15歳未満の子どもの人口について統計を見ますと、当町では1980年、昭和55年には推計ですけども5,989人でございました。全体人口の23%ということでございました。しかし2015年、平成27年には2,376人となり、全体の人口の約11%となっております。割合にしますとこの35年間に子どもの数が当時の40%に減少したということになってまいります。

また屋外の公園で遊ぶ機会が減ってきている要因として、こうした子どもの数の減少、それからテレビゲーム機やインターネットの普及、塾などの習い事の増加等、子どもを取り巻く環境の変化が考えられます。しかしながら、昨年度は一部の児童公園を修繕したことで、遊具のペンキ塗り、それから広場内をきれいに草刈り、清掃したところ、後日、少ないなが

らも子どもたちが集まって利用していたという地域からの報告もございました。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

すみません、課長。児童公園、児童遊園というのは、数は幾つと言われましたか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

10カ所です。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

公園内の遊具などの点検整備について、今、ペンキ塗りをしました、草を刈りましたという報告もありました。災害時の避難場所の機能も備えた公園は都市計画上必須の空間であるとされています。町内ではそのような機能を備えた公園はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

教育委員会所管の児童公園については、それぞれの地域の町内会とか区、親子クラブなどの団体などにおいて、先ほど申し上げましたように草刈り等とかの管理を行っていただいております。遊具の点検については、定期的に複数の町職員が、所管する全ての公園を回り、すべり台、ブランコ等器具とかの腐食について点検を行っており、それで必要に応じて修繕等を行っているところであります。

ただ児童公園自体が災害時の避難場所とかいうことでは、今はなっていないので。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

私も全部の公園を知ってるかといったらちょっと知らないんです。2、3しかわからないんです。

ちょっと見回りますと、栈橋にある東白浜の中のほうにある公園も町の管理なんでしょうか。あそこの遊具がもうさびてますし、小さい子どもの手でしたら、さびがやはり子どもの手を傷つけるんじゃないかと思うんです。

町内会の方たちが草刈りをしていただいたり、ご近所の方がお世話していただいているというのは聞いておりますけれども、やはりあれも管理が町のものであれば、もうちょっと定期的な点検はしていただいているんでしょうが、あれは半年や1年のものではないと思います。一度また点検していただけたらと思います。

次に、青葉台でかつて公園だったところが避難場所になり、砂利を敷いているところで最近幼児が砂利で足のけがをしたり、遊び場がないので道路で遊び車と接触事故があったり、親御さんの不安が広がるばかりだと聞きます。行き場をなくした子どもたちが立ち入り禁止区域に入ったりするので、公園があればと、地域に子どもの遊び場がなくて困っている子育て

て世代の父兄からの多数の声です。

この場所ですけれども、ここは児童公園ではないんですね。避難場所なんですよ。わかりますか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）
今場所を聞き逃してしまったんですが、場所は。
青葉台は児童公園ではないです。

○議 長
6番 水上君（登壇）

○6 番
私も聞いたところによると、かつては公園だったんだけど、今は避難場所になっていると。避難用具の備蓄でしょうか、用具倉庫が置かれております。そこでやっぱり子どもが入るんですね。広場にはなっているので、そこでけがをしたり、その周辺で接触事故になったということです。

ところがその地域ではうれしいことに若い世帯がふえていて、周辺には中高生を省いて就学前の児童が15名と小学生45名の60名の子どもが暮らす住宅地です。子どもの育ちを守り、児童の健康増進や情緒豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供するために、公園として利用できるように、このような声を受けとめ、遊び場がなくてその広場に集まってくる子どもたちのために、子育て支援の環境づくりを早急にできないか、考えを伺いたいと思います。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）
これまで申しあげましたように児童公園については10カ所あって、そのほかにも都市公園であるとか、公園ではないんですけども、学校のグラウンド等とかありまして、お住いの場所によってはすぐ近くにそういった場所がないと、そういう場合もあると思いますが、まずは既存の施設をご活用いただきたいということで、その中でもし所管の公園で遊具等があればうちのほうでということで、そういうふうな考え方でさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長
6番 水上君（登壇）

○6 番
今、遊具などがなければというような答弁もいただきましたし、遊び場がないということですから、やはり実際子どもが大変多くふえてきている、多くなってきている地域での親御さんの心配事です。また次長、一度現場を見ていただきたいと思いますので、また説明もさせていただきます。

次に、児童遊園であると、子どもの児童福祉法に規定されています児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設で、大きなものをと申し入れしているわけではなくて、やはりそういう安心・安全な遊び場です

か、地域にやはりそういう声がありますので、一度調査していただけたらと思います。

次に地域の安全・安心、環境整備は自治体の責務であると考えます。専修大学法学研究科の博士で内藤光博教授は、居住の権利に関する憲法学的考察で、住の充足は衣食と並び人間が生存する上での基本的な条件である。我が国の住をめぐる問題は、1980年以降、社会福祉、都市論、法律学など学問領域を超えて活発に議論され、住居は福祉の基礎であるとする住居福祉論が理論構成されるに至ったと言っております。やはり福祉の基礎であると紹介されておりますから、児童の生活環境の整備というのは、考えていただきたい。その中で、実際の現状を見ていただく、それを今回ぜひにそういうことの中では取り組みの中に、ひとつ考察していただけたらと思います。

次に平草原公園について伺います。

公園の外周にはトリムコースがありますが、トリムとはバランスを保つことを意味するノルウェーの造船用語で、心身ともにバランスをとるためにスポーツで健康体力づくりをしようとするものです。平草原では起伏に富んだコースで四季折々の花や緑を眺めながら楽しめるところで、ウォーキングやランニングなどで体力づくり、健康管理に利用されている方が多くいらっしゃいますが、利用されている方に伺いますと、路面のでこぼこが多くてそれに足をとられることがあり、怖いと言われています。歩いてみましたが路面の点検改修の必要箇所がある。以前から指摘されていますが、現状のままでは安全だとは言えない。どう対処されるでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

平草原のトリムコースについてのご質問をいただきました。

現在トリムコースの改修につきましては予算もつき、自前ではありますが職員が改修工事を行っているところです。またトリムコースについては毎月2回ほど職員が点検をしています。コースは2キロメートルほどあり、改修場所は約1キロメートルで、現状あるご指摘のでこぼこの箇所も、できれば利用者の少ない冬場に改修を行う予定としております。

しかしながら、今あるでこぼこ箇所についてもご指摘をいただいておりますので、現場を再確認し、改修を行う冬までには応急的な対応はできないかと検討したいと思います。

以上です。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

もう現場を十分見ていただいているということですし、計画もあるということですから言うことないとは思っておるんですが、路面にゴムチップの舗装材ってありますでしょう。クッション性と足に優しく、ランニングや高齢者の方々にも優しい舗装、これがいいんじゃないかと思いますが予算が大分要るでしょう。年次計画を立てて補修されてはいかがかと提案しておきたいと思います。

次に平草原公園内の遊具の状況はどうかと。

老朽化で利用できないものが多かった。数年来整備についても要望もしてきたし、撤去されている遊具や補修されている遊具もあります。この遊具を利用してみました。ちょうど出

会った子ども連れの若いお父さんに、遊具について意見を求めると、丸太を使った遊具の中に、木が朽ちて、子どもが足を踏みはずしけがをしないか心配だと指摘していただきました。希望の鐘が上にあるんですけど、これは結び目のひもが何だか全然鐘をじゃまして鳴らないです。子どもの高さではちょっと高いので、やっぱり小学校の高学年ぐらいの子が鳴らせるぐらいの配慮が要るかなと。

トリムコースにある親子で楽しめる遊具設備の点検充実と、それから管理棟の建てかえや今議会には民俗資料館への紀州材を使った机、椅子の購入について上程されています。この公園整備の将来構想を伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

まず、私のほうから平草原の遊具の状況について答弁のほうをさせていただき、後ほど将来構想につきましては町長のほうからさせていただきたいと思います。

公園が開園以来、多数の木製遊具を設置していましたが、老朽化したもので使用できないものは撤去し、故障したものは修繕できる範囲で修繕を行ってきました。現在は当初の数の21から減少して、10カ所が使える遊具となっているところです。現状では利用できない遊具はありませんが、議員ご指摘の点については、再度確認をさせていただき、また、遊具の点検につきましても、回数をふやすなどして対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

平草原公園の今後につきましては、過去にはたくさんの議員各位からご質問をいただき、答弁を申し上げてきました。現状を維持していくことがほとんどで、新たな取り組みができていない状況でありましたが、昨年資料館を利用した写真展やミニコンサートの開催なども、地域の方々が取り組んでくれています。

また、議員からも話がありましたように、今議会に白浜民俗温泉資料館の備品購入費を補正予算で上程させていただいています。将来構想につきましてもご質問をいただきましたが、一気に大幅な改修等は多額な費用が必要となりますので、計画的に取り組み、まずはできるところから予算をつけていき、町民、観光客の方々にさらに喜ばれる公園の維持管理を行っていきたいと考えております。

公園全体の維持管理は、当面、平草原管理事務所の職員が行っていきますが、民俗温泉資料館につきましては、将来的に指定管理、民間委託を視野に入れて、町民、観光客の方々が集うことができる憩いの場にしていくことも検討できないかと考えております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

平草原公園は広いですから、職員さんは一生懸命、毎日いろいろ現場に入っているのは目にしますけれども、やはり人手が足りるのかなと心配するぐらい広い所で、平草原だけではないんですが、公園施設の長寿命化計画を策定するには、公園ごとの施設の設置状況や構造

材、消耗財などの部材の劣化や損傷の状況、施設本体とその周辺に存在する危険性の有無、公園の顔やシンボルなどとしての美観的価値などについての予備調査及び健全度調査を通して把握する必要があるといいます。

今後、今、町長の中で将来構想と年次計画を立てていただけるのだと思うんですが、町民の健康管理に、かなりあの中で歩いている方もいらっしゃるし、利用されている方が多い所ですから、やはりそういう平草原公園の改修、またそれに伴って安全な歩道の整備であるとかそういうことも含めて考えていただけたらと思います。

これで公園管理については終わります。

○議 長

以上で、2点目の公園管理と利用についての質問は終わりました。

次に3点目の安心安全なまちづくり、街灯、防犯灯、防災無線、バリアフリーの整備についての質問を許可いたします。

6番 水上君（登壇）

○6 番

安心安全なまちづくり、街灯、防犯灯、防災無線、バリアフリーの整備などについてと書いております。お伺いします。

街灯や防犯灯が少なく、夜道に薄暗いと住民からの声があります。町内会などで毎年要望事項にも上がってくるのではないかと思います。町内には高校がなく、自転車通学している生徒たちやクラブで遅い帰宅の学生、観光地で夜間業務で帰宅の遅い方の安全を考えると、まだまだ点検見直しが必要であります。状況と取り組みはいかがでしょうか、まずお伺いしたいと思います。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

街灯、防犯灯の設置につきましてご質問いただきました。

地域の実情に応じまして、それぞれの自治会の皆様方が住みよい地域づくりのため、設置箇所であったり設置の必要性、主体的な判断のもとで設置及び維持管理を行っていただいているところでございます。

また、現状の取り組みとしましては、自治会ごとに設置が必要な箇所や不良な箇所を抽出いただきまして、白浜町の地域振興補助金を活用いただきまして、新たに設置するもの、また改修や修繕をお願いしているところでございます。

現在、自治会が管理されています街路灯といいますか防犯灯関係は、町内では、我々の把握しているところでは2,500カ所と把握してございます。昨年に白浜町地域振興補助金の支援を行いましたのは19の自治会に対しまして264件の補助を行ったところでございます。それで自治会のほうで修繕、新設をいただいております。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

状況を報告いただきました。

機器の設置には町からの助成があると聞いております。維持管理についての経費が町内会の負担になっていて、住民からの要望になかなか対応できない現状にあり、役員さんも頭を痛めているところです。空き家や空き店舗が少しずつふえ、町内会の組織率からすると電気代の高騰や修繕費用などでやりくりが大変だと聞きます。地域振興費として町から助成をいただいているということは聞いておりますけれど、場所、箇所によってはそういう街灯の多いところが町内会によってはあるんじゃないかと思えますけれども、そういう助成の見直しを図れないかということで、やはり電気代、修繕費なんかも上がってきてますから、そういうことの見直しはいかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

補助金の見直しというご質問ですけれども、確認ですけど、補助率を上げるのか補助額を上げるのかと、そういう質問内容でしょうか。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

補助率が上がると補助額が上がってくるのかなと思うんですが、件数とか町内会の補助はそういう住民の軒数ですか、そういうのも関係してくると聞いておりますけれども、どうなんでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

現在町内会また区に新たに設置や修繕が必要となる防犯灯につきましては、先ほど申しました白浜町地域振興補助金が7割で上限は20万円ということで、LED化にも対応させていただいて支援を行ってございます。

あわせてまして白浜町自治連絡協議会には、各町内会や区に配分する形の地域活動費も交付させていただいてございまして、防犯灯の維持管理も含めた地域活動に対し、一定の支援を行っているところでございます。

また、電気代につきましては、議員が今ご指摘のように、白浜連合町内会にしても富田区長会、日置川区長会にしても、同じように防犯灯にかかる電気代がやはり必要経費として大きなところがあるのだというようなご意見はいただいております。現在はやはり電気代を抑えるためにLED化に各町内会で積極的に取り組んでいただいております。大分進んできたと思います。電気代につきましてはこのLED化によりまして大きく削減できることは見込めておるところでございます。

町内会や区におかれましては、電気代の負担も含めて維持管理のできる範囲内で、ご努力いただいておりますので、現在のところは引き続き、現状の制度の中でご理解いただきたいと考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

住民の要望というのは、やはり危ないとか夜道が暗くて怖いとかそういうことを言われるわけですね。やはりそういう地域の自治会としたらこれを何とかと思うのが本来だと思うんですが、最近組織率もなかなか悪くなっていると言うのはおかしいのでしょうか。

先ほど空き家も空き店舗もふえてきているという話もありますが、私も班長をさせていただいて、電気代とかご協力をお願いしますとか集金に行かせてもらう。私は夜は外へ出ませんが払わなあかんのというようなそういうこともあります。町内会の方は大変ご苦労されております。今LEDの電気代の多少削減をできるんじゃないかと、これは数字的なことがはっきり見えてきましたら、またそういうことの中でやりくりができるのかどうかというのも町内会のほうにもお尋ねしたいと思いますが、現状を知っていただきたいということでございます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

実際に総会等々で出る内容ではございませんが、懇親の場でも、町内会長さんであったり区長さんからもそういうお声はお聞きします。地域の中でも区の活動に参画していただけない方もいらっしゃるということもお聞きしますし、特にごみの収集なんかでも苦情が出てくるというようなこともお聞きしてございます。また、町内会費は各区、自治会で決められておりますけども、町内会費を多く徴収されているところと、少ない金額で、それぞれの自治会によって格差がございますので、自治会活動にどういう形で地元負担、受益者というんですか、住民の方々の負担を求めてどれだけの整備に努めていくかというのは、自治会のご努力の部分もあると思います。

当然こういう自治会活動に対しまして、町が制限をかけて取り組むというのは、町の姿勢としては確かに引け目を感じるころはあります。ご尽力いただいているところには思い切って予算をつけてやっていきたいというのはあるんですけども、やはり限られた財源でございまして、その辺は状況を見させていただきたいと思います。

あとLED化につきましては、地域振興補助金につきましては、現在のところ募集をしております、ここ2～3年は予算をつけてる枠を一度に超したことがない。1回の募集で超したことがないということですので、それが補助率が低いから受益者負担の部分を確保できないから申請が少ないのか、あとLED化も大分進んできたという部分もあります。この補助金だけではなくて防災補助金にしましても、受益者の数の少ない方々は、かかる費用は大体一緒になってきますから、負担率が上がってくるということもありますので、ご意見としてはちょうどいささせていただきますけども、今すぐに補助を増額してというのは難しいので、検討課題とさせていただきますと思います。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

地域防災の取り組みについて、備蓄や避難場所などの整備について、どうしても地域格差があるかと思えます。自主防災組織の組織率から見て現在どのような現状で、課題が何かお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

自主防災組織の数は現在62団体で組織されてございまして、自主防災組織がカバーしている地域の世帯数がございまして、7,191世帯で、全体に占めるカバー率は64.76%という形になってございまして。

備蓄や避難場所などの整備につきましては、議員おっしゃいますように、地域的に見て積極的に毎年毎年訓練をされている自主防災組織もありますけれども、組織が立ち上げられてますが、なかなか定期的な訓練であったり活動がない組織もやはりございまして。それぞれの組織の事情もございまして、今後とも補助金等を活用していただいて、活動であったり整備のほうに努めていただきたいと思います。

○議長

6番 水上君（登壇）

○6番

今言われていましたけれども、自主防災組織を組織されているところの、自主的に訓練を繰り返しているところとなかなかできないところと、いろいろ地域課題があると思っておりますけれども、やはり一声二声かけていただいて、機能するようにご指導いただけたらと思っております。

次に、なぎさホームの跡地の活用についても、数年前から地域防災の拠点施設や公園などとして地元では県からの払い下げを切望してきました。数年進捗が見られないままで、その後、県からは、町への売却金額の提示がありました。その進捗と地域防災拠点づくりへの考え方を伺いたいと思っております。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

水上議員からなぎさホームの跡地の活用についてご質問をいただいたところです。

議員も十分この部分につきましては深くご存じだと思います。

当該跡地に関しましては、一昨年前というかおととしに県より一般公募によりこの土地を処分するというので、町に対しまして、公募する事前に町のほうに、利活用の目的があるのであれば売却する予定もあるので買い入れる予定はありますかということで、お問い合わせをいただきました。その後、各課に照会をさせていただきました。当時は消防であったり消防団であったり、湯崎保育園というような、決まってはいいですけどそういう利用もあるんじゃないかというような中で、各課で調整していただきましたけれども、具体的に今すぐにこれをというのはございませんでした。このときにはいつまでに返事をしなさいという日にちを切られておりましたことから、その日にちまでに回答することができずにお断りをしたということがございまして。

以前より地元町内会からは、防災拠点というよりは防災施設といえますか、備蓄倉庫を置けるような土地というような意味の防災倉庫、施設であったり地域の集会所、また公園等の福祉の向上につながる施設について利用できるようにとのご要望をいただいたところでございます。

その後、昨年も町への譲渡の可否について、県のほうへは何度か問い合わせしております。現在のところ一般公募による売却というのは、あの土地には諸事情がございまして、聞くと

ころによりますと、売却するのは担当は県の管財の担当になるんですけれども、県の管財の担当からも既に元のこども未来課のほうの所管の行政財産扱いのほうへ差し戻っているという状況を聞いてございますので、今すぐあの土地が町ではないところに売却されるという状況ではないのは、確認をさせていただきます。

そうした中で、現のなぎさホーム、新なぎさホーム、そちらとこの跡地を交換、新なぎさホームは町有地ですので、交換していただけないかという申し入れも、正式に申し入れてはございますが、所管が違うので関係ないというようなご答弁で、そういう話にはなりません。ですから、県と町との間に思いのかい離があるのかなとは思ってますけども、現在のところは、白浜連合町内会のほうからもこの問題についてはご質問をいただいたことがございますので、何とかうまくと言うたら悪いですけど、第三者に渡る前に町のほうで何らかの対策を打てないかなということは考えてございますので、引き続き検討を根強く協議していきたいと思ってるものがございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

なぎさホームの移転のときにそのときに話ができなかったかなと、交換というようなそういうことを思いますが、今、経過を説明していただきました。

現状では民間にまだ売却されてないということで、やはり町からもある程度の活用について、それと今言われておりましたけれども、なぎさホームの土地の交換であるとか、そういう話が持っていったらと思います。多少日にちもかかることかと思っておりますので、交渉に進んでいただいて、住民要望は確かにありますので、そこで何とかあれを地域で活用できるようにそういう声があるということも頭に入れていただいて、交渉していただけたらと思います。

次に防災無線についてお伺いいたします。

数年来の住民要望があるんですけれども、難聴地域の解消は進んでいるか。これはしょっちゅういろんなところで聞きますから、多分調査には職員さんに行っていると思います。最近聞きましたのは、それに加えて、聞こえている地域でも、左右双方のスピーカーからの放送で、結局真ん中に位置する家では放送が聞き取れないという苦情があります。どうしたらいいかと思っておりますけれども、やはりそういう声もそのままにはできませんので、設置場所の問題もありますし、聞き取り、現況調査などができているのか、お尋ねいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

防災行政無線の関係につきまして、難聴の対策につきましてご質問をいただきました。

防災担当としましても、大きな課題であると認識はしてございます。現状の難聴地域の解消方法としましては、既存の屋外拡声子局のスピーカーの調整及び難聴世帯に設置済みの個別受診機、これの修繕という形で対応させていただいたり、スピーカーの方向を変えるとか、そういう形で対応させていただいてございます。

しかしながら、現状の対応では全て難聴地域の解消には至っていないのは、十分承知してございます。平成27年度より取り組んでございます白浜町のデジタル防災行政無線、今の

無線ですけれども、これをデジタル化するシステムの基本設計を行いました。そして、地元住民の皆様、また町内会長さんなんかも入っていただいて、要望を反映した形で基本設計はつくってございます。

既存の屋外拡声子局のスピーカーにつきましては143局に移設及び増設を加えて203局、143から203局とする配置案を昨年末に取りまとめたところでございます。

デジタルとアナログとで電波の飛び方が違いますので、これが難聴地域のためだけの数のふえという押さえにはならないんですが、これまで地元から聞こえない、そうしたお声をいただいているところの解消にも増設をしていくということで、地域の皆様方のご意見をいただいた中で、最大とはいきませんが、最小限の数は確保しているというのが計画の中でございます。

本年度におきましてはデジタル防災行政無線のシステムの整備の実設計計を行うこととしてございます。そして翌年度以降、来年度以降、デジタル化の工事を着工していくという形になりますので、現在のアナログ設備を改修したりしても、すぐにデジタル化を計画しておりますので、デジタル化の整備の中で難聴地域の中の部分も解消できたらなということで設計で計画しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

わかりました。翌年以降ということで、そのデジタル化で解消できる部分、地域ができたらいいなと。それはそれでまた取り付けによつての難聴の地区が出るのかなと思いますけど、これは難しいですね。風があつたりとかやはりそういう条件がありますので、そこでなるべく多くの声をいただけるように、そういうパブリックコメントをいただいて、把握していただいて取り組んでいただけたらと思います。

次にバリアフリーの整備について。

町内のバリアフリー化について基本的な構想ができていのでしょうか。町内の公共施設、観光施設などはバリアフリー法に準じたまちづくりができていのか、お尋ねいたします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ただいま水上議員からご質問をいただきました町のバリアフリー化構想につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律いわゆるバリアフリー新法の中で、市町村は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想、バリアフリー構想を策定することができるとされています。ただ、本町では、公共施設や民間の輸送施設、生活関連施設を一体的に整備するような具体的な計画が現在のところなく、関連して実施するバリアフリー化のための基本構想につきましても策定を行えてない状況でございます。

続きまして、町内の公共施設について、バリアフリー法に準じたまちづくりができていかのご質問ですが、町内の公共施設は数多くあることや財政面からも、全ての施設のバリアフリー化を一定期間内に全て実現することは困難であると考えてございます。町では新たに整備する施設や建てかえ、また大規模改修などの際に、国のバリアフリー新法や県が策定

している和歌山県福祉のまちづくり条例などに示される整備基準に基づきまして、例えば車椅子利用者駐車場や点字ブロックの設置、通路の段差解消、多目的トイレの設置など、バリア解消に必要な整備を促進することで、暮らしやすい環境づくりと利便性や安全性の向上を図っているところでございます。

本町でも高齢化が進んでおり、誰もが安全かつ快適に建物や道路、公園などの公共施設を利用でき、特に高齢者や障害の方々自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりを目指す必要があると考えてございます。

これからも多くの皆様が利用する公共施設のバリアフリー化を少しでも進めることができるよう、関係課とも連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 水上君（登壇）

○6 番

今後の取り組みについて考え方を聞きました。

基本構想は、またこれも白浜町としてやさしいまちづくりを進める上では、策定していただきたいと思います。関係各所のいろんな意見を聞いていただいて、今、白浜はどうなんだろうね、やっぱり2020年のオリンピックで誘致したいですけども、そういうところの構想もあって、どこも関東周辺ではバリアフリーに向けた取り組みをしていると聞いております。こちらも観光のまちです、やはりそういうやさしいまちづくり、バリアフリーの基本構想を求めて、今後進めていきたいと思います。

1つは一番身近なところで、役場前のバス停停留所から降車して坂道がきついと、お年寄りの方の声があります。車椅子でしたら余計ですね。傾斜はなかなか大変だということを知っています。バスの停留所の乗車位置は現在のところでも車道沿いでよろしいかと思うんですが、降車位置を役場玄関近くにできないか、調査し、交渉することはできないか。あの坂を上ってくるのが大変らしいです。私たち健常者はなかなか気がつきませんが、やはりそれも大変で、休み休みここを上ってくるというんです。私も行く道ですから、そういうことも白浜町としては、人にやさしい視点を持った安心安全なまちづくりを期待し、質問を終わります。

これで終わります。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 41 分 再開 14 時 48 分）

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を許可します。

8番三倉君の一般質問を許可します。三倉君の質問は一問一答形式です。

まず、1番目の人口減少化に対する施策についての質問を許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

お疲れのところだと思いますが、私が最後でして、いましばらくおつき合ください。

登壇順位に従い登壇し、一般質問を行います。質問の内容につきましては、既に通告しております。

1つ、人口の減少化する対策について、1つ、中地区の町有地の払い下げについて、この2点についてお伺いし、当局の考え方などをお聞かせいただきたいと思います。

1点目の人口減少化に対する施策についてであります。人口の減少化に係る課題についてはかなり以前から問題視され、県や国もその対策を講じているところではありますが、地方においては、少子化に加え高齢化が著しく、また、若者の定住が少なく、少ないというより若者が定住できにくいような状況下であり、地方の中でも特に郡部と申しますか、中山間部にはそういう状況が著しく、若者の定住が少ないから子どもの生まれる数も少ないし、高齢化がより一層進んで限界集落というような言葉ができ、集落がなくなるのではないかと、なくなるのは時間の問題とされているような昨今でもあります。このようなことは、私が申しまでもなく当局も承知のことと思います。

そこで、既に当局も承知のことと思うんですけれども、数値での人口の減少化について少し申し上げたい。

人口の減少化の中で白浜町においては、合併時の平成18年4月1日の人口は、旧白浜で男子が9,275名、女子が1万459名の1万9,734名でした。旧日置川では男子が2,196名、女子が2,437名の4,633名でした。合わせて2万4,360名の人口であったということであります。

合併から11年、ことし4月30日の人口は、旧白浜で男子が8,689名、女子が9,822名の1万8,511名で、旧日置川では、男子が1,630名、女子が1,806名の3,436名、合計2万1,947名と、合併して11年で町全体では2,420名の人口が減少しているというような状況であります。その中において、旧白浜では1,223名、旧日置川町では1,197名が減少した状況となっているということだそうであります。

この数値から減少人口では、旧白浜のほうが26名多いという形になるわけではありますが、減少比率で申しますと、旧白浜町では6.2%の減少で、旧日置川では25.9%の減少となっています。ちなみに町全体では9.94%、10%ほどは少なくなったということになります。

これを年齢別の減少比率を見てもみますと、平成18年の合併時のゼロ歳から14歳までの人口は、旧白浜町で2,497名、旧日置川町で440名でした。それがことし4月30日では、旧白浜町では2,020名、旧日置川町では260名に減少し、旧白浜町では477名の減少、率にして19.2%の減少率であります。旧日置川では180名が減少しており、減少率につきましては40.9%ということになります。また今のは子どものゼロ歳から14歳までなんですけど、20歳から39歳までの若者というんですか、子どもを産んでくれるような年齢の方、子どもを産めるような年齢の方というんですか、働き盛りの方というんですか、その人口についてでありますけども、旧白浜町では4,313名で、旧日置川町では785名でした。それがことしの4月30日では旧白浜町では3,347名、旧日置川町では428名までに減少し、減少率は、旧白浜町では22.4%、旧日置川町では45.5%という数字が出ています。20歳から39歳までの方々がもう半数近くまでになったと、少なくなったということになります。平たく言ったら、旧日置川全体の中で20歳から39歳までの同い年の方が同じ学年に5人にも満たないというような数値となるわけになります。

このことにつきましては、今にしてもゆゆしいことではなかろうかと思うわけであります。

先日、6月6日の全協において、総務課から公共施設等総合管理計画についての説明がありました。その説明では今後の人口減少に予想される中での維持管理費に係る施策という中で、予算についてもこれからかなりの予算がこういったことについて要ってくると、それは人口比率によるから余計負担にかかるということでもあろうかと思うわけであります。そんな中で、全協の資料では、2030年には1万9,026名ほどになるということであります。その中には生産者とかゼロ歳から14歳までの子どもの比率については出てないのでありますけど、年少人口という格好で2,452名という数字が記されてありました。

こういったことについての数値は出ていたわけでありますが、人口の減少してくるということについての、人口の減少化を防ぐ対策、施策が、これもこうですけど必要なのではないかと、もう考えてくれることでもう手を打っていることでもあろうかと思うんですけども、そういうことを思うわけであります。

そこで昨日の南議員の質問の中で、小学校の統廃合の問題についての質問がされてきましたが、根本的には若者定住と少子化によることからこういった問題が出てくるのではなかろうかと思えますし、そのことは当局も承知のことと、私が申すまでのことではないと思うわけであります。そんな中で先日、白浜町内で、旧町内の中で建築屋さんとお話をすることがありました。その方は湯崎で生まれ、白浜の第二小学校を卒業したという方でありました。現在の住まいは鮎川で一戸建ての自宅に住まいされているということであります。なぜ白浜で湯崎に住まなんだのかというような話になったわけでありますけども、そこで問題になったのが、土地を購入して建物を建てる場合に住宅用地の価格の問題で、自分の年収に比べて用地の購入費がかさむ中で坪単価が高くなるからそういうことができなかつたというようなことであります。そのくせやっぱり湯崎はええなあということを再三話の中で申されておりました。

そういったことから、若者が定住するに当たって、諸条件はいろいろあろうと思うのでありますけども、やっぱり用地等について、価格等についての問題と、こういったことについてもあるということと、それから、また、きのうの長野議員からの委員会報告の中で、若者世代の定住には仕事が主であると。仕事がなかったら定住できんのと違うかという意味合いの報告でもあったかと思うのでありますけども、そういったことからして、若者に対するというんですか、少子化対策、若者の定住化対策には思い切った施策を講じるべきというように私は思うわけであります。

国の施策に加え、今、子育て支援とかもろもろの中で、第2子から第2子以降というんですか、保育料の無料というか半額というかそういうような施策は国の中ではありますけども、それ以上の支援というんですか、そういう子育て支援に対する補助額をふやすとか、若者定住の中で用地の購入については、幾ばしかの補助をすとか、そういった思い切った施策も必要なのではないかと、このように思うわけであります。

それから観光を主産業とする町でありますから、予算としては集客というイベントのようなことをして、人を呼び込み、来町していただくための予算というのが多いのは承知するわけでありますけども、それ以上というかそれもそれとして、もうちょっと集客じゃなしに、定住できるという、人をふやすと、若者が住めるというような形の予算を考えてみてはいかがかんと思うわけでありますが、ご答弁を賜りたいと思います。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員より若者の定住政策に対する質問、人口減少化に対する施策についての質問をいただきました。

議員ご指摘のように、人口減少は大きな社会問題となっており、白浜町におきましても避けて通れない大きな課題であると考えています。

そのような状況の中、白浜町においては、急速に進行する人口減少に少しでも歯どめをかけることを目的として平成27年度に白浜町総合戦略を策定し、取り組みを進める施策を取りまとめたところでございます。

総合戦略には、若者が町にとどまり、戻ってこられる環境の形成や安心して子どもを産み、育てられる環境の形成などの基本目標を掲げ、それぞれ具体的な施策を取り組むこととしていきます。

定住促進につきましては、現在も日置川地域におきまして、空き家への移住政策や地域おこし協力推進事業を実施しておりますが、新しい取り組みとして、新婚世帯への住宅取得補助金制度や空き家バンクの制度の確立、登録物件に対する助成制度の検討を行っていきたいと考えているところであります。

また、雇用促進としましては、取り組みを進めていますIT関係だけではございませんけれども、企業誘致を積極的に行い、白浜町への企業進出を支援することで、新たな雇用の創出につなげ、働く場所の確保に努めていきたいと考えています。あわせて、本町出身の高校生や大学生などが就職を機に町に戻りやすいように、ホームページ等において就職情報の発信を行うなどの取り組みを検討したいと考えています。

子育て支援につきましても、現在、子ども医療費の無料化を中学校3年生まで拡充しておりますが、そのほかにも不妊治療費の助成制度の充実、多子世帯への保育料の減免、延長保育、緊急一時保育、地域子育て支援拠点事業の推進、学童保育所の施設整備や受け入れ態勢の整備といった施策を実施しているところでございます。

都市部に人口が集中している昨今、定住促進、雇用促進、子育て支援といったことが過疎化が進む町にとっては将来への重要な課題であるとも言えます。

また、そのような政策を、今、議員ご提言の思い切った施策と同時に、一体的に取り組まなければ若者の定住政策にはつながらないものだと考えています。

議員ご指摘のように、何も対策を講じなければ人口はどんどん減少していくと考えております。私どもの試算といえますか、この前発表しました白浜町の将来人口でございますけれども、このまま何もしなければかなり減っていくということでございまして、2060年の目標人口は1万4,507人とさせていただいておりますが、これ以上になっていなければ、私はいかんと思っております。できるだけこの目標人口を上回れるような、これから施策、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。そうならないためにも、総合戦略で掲げている施策をいち早く実行、実現できるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

○8 番

今、取り組んでないというのは重々わかるわけですが、その中で国もそういうことにつきましても一生懸命してるという中で、国の施策にのっとっている話だとは思いますが、それ以上のことはあるんですけど、私が申し上げたいのは、それ以上の、町長は今の答弁を少しいただいたんですけど、予算の中でもっとそういうように厚いような、それをPRしてきてくれるようなということを望みたいと、それ以上ということを望むわけでありまして。

一応、私としては原稿を書いてきているものですから、朗読します。

若者の定住施策の一つとして、企業の誘致という考えから、白浜町全体としての施策等において、当局も汗をかき、県の指導もいただき、IT関連の企業誘致には幾つかの成果を上げ、先般国からも表彰をいただいているところでもあります。地元の若者が毎年何名かが残れるような仕事なり生産性の企業の誘致はできないものかと思うわけでありまして。

今申し上げたのは、ITということもそうなんですけど生産できるようなことですか、そういうような企業もというようなことについてはどうだろうか。欲張ったことなんですけど、やはりふやす中でそれだけじゃなしに幅広く、就職する若者というのも幅があるでしょうし、それで長所短所というのものもあるものですから、ITだけにこだわらず、そういったことも考えてみてもらえたらというように思うわけでありまして。

日置川地域で集落に何名かの若者が定住できるような事業なり仕事もないものかということについて、お尋ねしたいわけでありまして。

先ほどの話じゃないですけど、限界集落で先ほどの40%も減少しているような中で、そういうことについて、今考え方があれば政策なりがあればお伺いしたいと思うわけでありまして。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

日置川地域の集落で若者が定住できるような事業、仕事についてご質問をいただきました。和歌山県では、県外からの若者を呼び入れるため、移住・定住大作戦を展開しております。この事業は、人口減少等により地域力が低下している地域におきまして、移住に伴う経済的負担等を軽減することにより、新たな担い手である若者の円滑な移住及び定住を促進することを目的としており、移住する若者に対し、生活に必要な経費の一部として奨励金が交付されるものでございます。

移住推進地域には、白浜町の中で日置川地域が対象となっており、「くらし」「しごと」「住まい」の3つの側面が支援されることになってございます。

議員ご質問の仕事に関する支援といたしましては、60歳未満で起業し、10年以上定住する意志のある方で、地域資源を活用した起業家には最大100万円が補助され、農林水産業への就業補助金として最大50万円が補助されます。

また、県では、本年度から都道府県として、全国で初めて移住者による継業を支援するわかやま移住者継業支援事業をスタートさせております。

この事業につきましては、県外からの移住者が過疎地域で起業することを支援し、過疎地域における後継者不足による商店等の廃業と、それによって生じる地域機能やにぎわいの低

下を防ぎながら、地域活性化につなげていくことを目的としております。

支援の内容につきましては、商店等の事業主と移住者のマッチング支援、また、事業引継及び再活性化にかかる費用に対しまして、最大100万円の補助金が交付されるものです。

このように、和歌山県の協力によりまして、日置川地域に若者が定住できる事業、また、仕事ができる環境は徐々に整いつつあると考えてございます。今後も引き続きまして、県と連携しながら若者の定住促進に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

日置川についてちょっとどうかということ述べたら、所長から県の補助金なり何なりであるというような形をいただいたわけでありまして。

私は少し思ったのに、思いつきで物を言うということはしかられるかもわかりませんが、以前に若者定住の施策ではないんですけど、企業の誘致でもないんですけど、以前に質問した中で自衛隊の誘致ということも申したこともあるんですね。自衛隊の誘致というのにつきましては、旧空港跡地の防災基地を兼ねた中でそういうような誘致をしたら、隊員が40名でもあるんじゃないかというようなことを思ったり、もちろん若者ですから、妻帯者もおられるので少子化についても、また統廃合の問題とかそういう問題についても即応できるような話でもないかなというようなことを思ったりしたものですから、これは答弁をもらうことではなしに、こういうことも踏まえた中でご一考いただけたらと思ったりもするわけでありまして。

それと限界集落が多い中で、今私は日置川のことが一番その中でも気になるんですけど、現在日置川地域では三舞地区と川添地区における活性化については、南紀州交流公社の奥山理事長さんを先頭に頑張っているわけでありまして、何人か、今、寺脇所長からの話では60歳までの方というようなことをおっしゃってたんですけども、私はやっぱり若者の定住が少子化にもなりますし、次世代を担っていただける方ということになるということで、そっちのほうから少し自分なりに提言したいと思ふこともあるわけですね。

若者定住に係る施策としては、やっぱり中山間地域ですし、農林以外にないんじゃないかなと思ったりもするわけですね。農林以外にないんじゃないかという中で、以前に川添茶について質問したことがあるわけですね。川添茶につきまして生産者の方々が研究し努力をして、ブランド化されているというような実態の中で、生産者の高齢化やそれに伴う収穫高の減少傾向にあることや、または後継者の問題等を質問したというところでありまして、その質問について、その後、私は問題を提起させてもらたんですけど、そのことについて何らかの協議がされたのかということについてお伺いしたいと。

それから川添茶について産地化の拡大に向けてというんですか拡張に向けて、今後の後継者の問題や作付の問題や摘み取りや製茶等、繁忙期以外のときに収入源の確保ということが問題だということも、地元の方から聞いてるわけですね。だから1年を通じて仕事をできるというような形の補助制度ということも今後産地化していく中で必要ではなかろうかというようなことを思うわけでありまして、そういったことについても話をされたのか、今後について、お茶についてですけど、どのような考え方をお持ちなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

川添茶の後継者の問題に対する対応についてご質問をいただいております。

まず後継者不足につきましては、川添茶のみならず農業、林業、漁業、いわゆる第一産業共通の課題でございます。ましてやこれから少子高齢化社会が一層進んでいく中ではより深刻な問題であると認識しております。

昨年の6月に議員より川添茶に関するご質問をいただきました。そのときに集落営農のこととかもお話しさせていただいたのですが、その後の取り組みということでございますので、これは川添茶のみでなく白浜町農業振興協議会というところがございまして、こちらのほうで町の農業に関係する諸団体に対しまして、現状と課題を把握するためのアンケート調査を実施させていただきました。その中で、これは川添茶のほうも当然させていただいてございまして、川添茶を取り巻く現状と課題、それから町に対する要望などもいただいております。これらの意見はもちろんほかの団体も含めた中で、この意見を参考にさせていただきまして、町の農業にかかわる方々の共通の課題やそれに対する対応を考えていければというように思っております。

それから川添茶の拡張というふうなことのご提案をいただいて、1年を通じての仕事というふうなことが今のご質問の中にあったわけなんです、こちらのほうも川添茶の方々、それからこれは川添の市鹿野の集落の方々に対して、集落営農と先ほど私は申し上げました。こちらのほうを一度提案させていただいたんです。これは県のほうも、集落として、例えば集落全体で米をつくっていくとか、その中には季節によってはお茶のほうに取り組んで、お茶のオフシーズンになったら稲のほうに取り組んでというふうな、集落全体の中で営農していくというご提案もさせていただいたんですが、その際は、やはり機械を共同で持つのが不便であるとかいろんなご意見の中で、理解が得られなかったところなんです。

個々のこういった拡張というのは、やはり後継者がどんどん不足していく現状でございますし、農業を取り巻く環境を考えますと、なかなか家族、家庭の中で後継者というふうなことが非常に難しいというふうなことの中で、やはり安定した収入といいますか、そうしたことができるような環境を整えていく必要があるかと思っております。

その1つには集落営農もひとつの方法でございますし、場合によっては農地法人なりそういったものも組み立てて対応をしていかなければ今後の将来には農業を残せないのかなというふうに思っております。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、ちょっと私は耳が遠いので、古守課長の答弁が半分ほどしかよう聞き取らなだったので、再質問するのにちょっと難しいなと思うところがあるんですけども、今一番聞こえたのが安定した収入が必要やということの中で、そういうことを考えていただく中で補助なり何なりも考えていただかなあかんの違うのかなと思ったり。仕事をしてもらおうというか農業を継いでもらおうというか農業をしていただくにというのか、そういうことをするに当たっては、私は収益の上げられるというか上がるような作付というのも必要ではなからうかと思ったり

するわけです。

それが日置川地域に限らずどこでも同じなんでしょうけれども、そんな中で今は放棄農地がふえているということがきのうの玉置議員だったですか、誰かの質問でもありましたけれども、放棄農地がふえることによって鳥獣害の被害ももちろん必然的にふえてくるから、ふえるから放棄農地もふえるというような格好のイタチごっこであるような状況でもあろうかと思うわけですね。それといま一つは、やっぱり放棄農地があると、できているということは、耕作者の高齢化であったり、また耕作者が死亡したことによって相続人が地元にいないというようなこともあろうかと思うわけでありまして。それから耕作者にすれば、その土地の作付に対する生産効率が悪いから放棄農地にしたというようなこともあろうかと思うわけでありまして。

そんなようなことの中で、何か妙案とかええ考え方はないのやろかというようなことであるわけですけども、ここで答弁をもらええんですけど、私はもう自分から言わせてもらうのに、今の時勢、結局農地を購入してまで営農するということはなかなかもって困難だと思っただけですね。そういったことで、きのう南議員からあった太陽光発電に転用したりとか売ったりとかいうようなことになるんでしょう。

やっぱりそういった話の中で、畑は畑としてというようなことを思う中で、労働時間の割に農業所得が上からんからという中で農地を購入してまでできていくというのは、農地を購入しても返済金まで回ってこない。以前だったらいろいろなのがあったんでしょうけども、今はそういうような借り入れた土地の返済金など到底おぼつかないような状況であるというような格好で思うわけですね。そういったことですかともろもろで放棄農地が多いというようなこともあると思うものです。

私はこういった放棄農地が多い、休耕地が多いという中で、もうちょっと農地銀行の利活用というんですか、使い方をうまくできるようにできんやろかと、詳しいことはわからないのでこんな質問をするのかもわからんですけど、規制があったりもろもろするんですが、そんな中でただで貸したら固定資産税まで出てこんやないかとかというような方があったり、貸した農地がいつ戻ってくるかわからないというような形の中で躊躇しているという中で、農地銀行なりをもっと充実して、そういう格好で農業に従事したい人に対するそういうような利便性を図れないだろうかということをおもったりするわけです。

そこで、そういったことで利用した中で、農地法ではきのうの誰かの質問にありましたように、椿で2反、日置で3反、白浜で4反の農地がなかったらあかんというような規制もあるわけです。そういうことで、ただそれはむやみにとか許可をなし崩しにしてしまつたら収集もつかないということに、また農地を農地として使うんじゃなしに、転用することをもって目的にするということもあろうかと思うところの心配はあるんです。

そういった中で就農していただけるような方には、そういった場所について、ハウス栽培でもしたら一番鳥獣害被害というのがないんじゃないかと思ったりするんです。ハウス栽培で作付で金額の上がるような作付を考え、ただそうした場合には、ハウスをつくるということになるものですから、資金的にかなりの負担がかかってくると。その資金的に負担がかかるから農業をするのということについて躊躇するという方もあろうかと思うんです。国の施策からすれば、先ほどの日置川所長の答弁でもありましたけれども、100万円ほどの融資をしてくれるというようなことですけど、100万円融資していただいたり補助金をもらったり、

もらいっきりだったらそういうこともあれですけども、ハウスなんていうのは100万円なんかでできるものでもありませんし、やっぱりそうなったらお金を借らんとあかんという格好にもなろうと思います。お金を借りるということになれば、借りたお金もすぐに戻さなあかんことですから、施設をつくってそれから生産をしてお金にするまでに2、3年かかることです。その間に、それだけではなしに、やっぱり農業に従事した方についての食代的なものを自分が出さんとあかんということになりますから。だからそういったことでしたら、かなり金が要るのと思い切ったことになるんですけど、その辺の施策というんですか、貸しつけなりの施策も考えていただく中で、ハウス栽培をして何とか過疎化の地域が復活しているかなやろうかということをおもったりするわけです。

それは別に過疎化の町という、旧日置川に限ったことじゃなしに、富田川というんですか、富田の平野にしても庄川の平野についても、また内ノ川についてもそういうことが言えるんじゃないかなと思ったりするんです。鳥獣害というネックがあるものですから、それと農業をするのに今の資金的なものになるものですから、その辺はどうかなというようなことを思うわけでありまして。

繰り返しになるんですけども、きのうの玉置議員の質問にもありましたけれども、田んぼ、畑で米をつくって15万円から10万円ほどの反当たりの収穫やと。それは収穫がそうであって、それからやっぱり一応消毒代にしる機械の維持費にしる、米農家の方については田植え機からバインダーからコンバインから、それから倉庫からというたら、最低やっぱりその設備に1,000万円近くの金は、大きくすれば要るでしょうし、少なくとも600万円、700万円の金は要ってくるわけですよ。そんな中でということやから、そういうことを考えた場合にそういうことがあるからということで、農業をするのをやめようかなという格好になっているものです。少ない反でハウスという形の中で貸しつけ制度をうまく考えてというか、そういうような補助メニューをつくっていただく中で、呼びかけて一応町おこしというか農業の復活というんですか、そういうことにならないものかなということをおもうのでありますけれどもいかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

大変ありがたいご提言であると思えます。

まず有利な融資を受けて設備を充実されてより収入を高めることができれば、農業に対する魅力も高まりますから、後継者というふうなことも出てくるとおもうます。

それで、今融資制度のいろいろなご提案をいただいたんですけど、結構農業関係の融資制度というのはいろいろ国も力を入れていただいております、例えば農業経営基盤の強化資金、こういったものでございましたら、個人の場合は3億円まで借りられる。それで償還期間が25年以内なんですけど、うち10年間は据え置きです。それであと一番これは有利なもので言いますと、青年等就農資金、これは町が計画を認めるというようなことになるんですけど、こちらの場合だったら3,700万円の貸付限度額がございまして、5年間据え置きです。こちらの場合だったら無担保、無利子というふうな制度になっています。これのほかにもいろいろ融資制度はございますから、そちらのほうを使っておいただくほうが、町としての独自の融資制度というふうなものよりもやりやすいのかなと思っております。

それで他の自治体も調べてみたんですが、独自の融資制度というのは結構ございませんで、こういった、ただいま申し上げましたような資金のほうに利子補給を行うというふうなことが、結構ほかの自治体でもやられてございまして、白浜町の場合も、農業近代化資金や生活営農資金、こういったものについては既に据置期間を設けられている制度に対する、すみません、農業近代化資金じゃないです。生活営農資金ですか、それから農業経営基盤の強化資金、先ほど最初にふれさせていただいた資金なんですけど、こういったところに利子補給制度を設けてございます。

ほかの融資制度でもこういった据置期間が設けられてあたりというふうなことがありますので、ここは今はちょっと枠が2つの資金だけなんですけど、そういったものも関係者とかいろいろな方のご意見をお伺いしながら、ちょっと枠を広げてみたり、それから期間なども延長するとかそういったこともご相談をさせていただきながら、より農業者が利用しやすくなるように検討してまいりたいと考えてございますので、議員におかれましても引き続きご指導いただけましたらと思います。よろしく申し上げます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

今、制度について私が申し上げたら、事細かくこんな制度がある、こんな制度があるということ富田事務所長からいただいたんですけど、それであるのだったら、やっぱり広くそういうことができるのだということ、それと私が申し上げている農地銀行じゃないですけど、要するに農業をするには耕作反別がなかったらとか、その辺をもう少し充実させていただいて、そういうことをしてくれる人がないのかということ、後継者というか別に素人の方でもそういうことをやりながらやっていくというような意欲のある方がないのかということ、もうちょっとしていただけたらと思うわけです。

ちなみに、ここにあるのが、6月3日の新聞の切り抜きなんですけど、橋本市なんです。橋本市のプロジェクト、はたごんぼというゴボウなんでしょうね、ゴボウをつくって生産をしようやないかということで、自分のところで地域が割とそういう格好を考えて市がまとめて、その補助対象にならんのかというような格好で国へ訴えかけて、それで補助金が出てきたと。補助金が出てきたからということで、やっぱり橋本市長が関連予算の発表をしたからということでやったということなんです。

これは地元から上がってきたこともあるんですけど、今のところこういう過疎地でこういう場所だったら、余りそういうこと地元から上がってくるといことは少ないような格好にまで落ち込んでいるような農業施策だと思うんです。いまいち田舎で細々としているとか、もう消滅していきそうなところだったらもうちょっと若い人が出てきてほしいなと思うことから、こういうような提案をさせてもらったんですけど、一回その辺を係として、やっぱりそういうようなせんかというような格好のPRを、そういうような形のもののまちおこしを考えてもらったらなというように思いますが、どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ありがとうございます。先ほどいろいろ聞いた中でちょっと答弁漏れの部分もありまし

たので、農地銀行のことにそれから面積の制限のことにふれさせていただきます。

まず農地銀行、これも今は中間管理機構制度というような格好に変わっているんですけど、農協さんが受け口になっていただいて、これは市町村に相談が来る場合もあるんですけど、貸し手と借り手の間をとらせていただくというような制度です。ただ、この制度の欠点といたしましては、つくりやすい田んぼでないとなかなか相手にしてくれないと。この中間管理機構のほうに登録ということで呼びかけるわけなんですけど、田んぼを紹介すると、これだったら次の方が見つからないので、管理機構のほうではお返しするよという格好で戻ってくるというのが現状なんです。ですからこういったところに、例えば補助金をあげてもどなたかやってくれたら、その方に補助金をあげるというのも一つの手かと思っております。

それと2反、3反、4反、こういったものにつきましては、実はこういう許可を与えるのは農業委員会のほうでございますから、農業委員会のほうでもそのような話を検討させていただきました。なぜかといいますと、田辺市のほうがこういった面積というのを山間部のほうで全部取っ払っているんです。白浜のほうも何とかそういうことができないのかということも農業委員さんの提案がございまして、農業委員会の中でも話をさせていただいた中で、ただそれをやっぐちゃぐちゃになるのだったらそのままのほうがええのと違うかという意見の中で、今のところまだ田辺市の状況とかそういったものを見ようというふうなことで、今は保留してございます。

そういったものも周辺の状況等々も研究させていただきながら、今後も進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

前に資料をいただいたときに、やっぱり農業者の方々の所得が低い中で、この質問をするときに躊躇したんですけど、地域としたらそういうことなので、町がある程度力を入れて補助金をしてくれると。今、古守所長は国の施策があるという話をされてるんですけど、それ以上にまた側面から支援なり、予算的にもお金を与えるんじゃないしに、やっぱりそういう中で地域活性化できないかということを広くPRしていただいて活性化できるような形を願って、この件の質問は終わります。

○議 長

以上で、1点目の人口減少化に対する施策についての質問が終わりました。

次に2点目の中地区町有地の払い下げについて質問を許可します。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

中地区の町有地の払い下げの用地についてお伺いしたいと思います。

払い下げについてはどのようになっているのかということで、今後の対応についてはどう対応、対処するのかということについてお伺いし、当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

この件について一括して細かい項目ですけども、どれがどれというんじゃないしに総括というか、この2つについてそのままの形の中でいただけたらと思ったりします。

当該払い下げの対象地は国有地であったものを平成24年3月23日、白浜町が国有財産

譲与契約をし、国から譲与した土地で、譲与を受けるまでにはいろいろなことが、一口では言いあわすことができないことが多々あったと伺っているところであります。譲与を受け、その後、当局は使用されている方々を対象にして払い下げについての作業に入り、平成25年6月20日、平成25年第2回定例会の議案第52号、土地の処分についてと題し上程され、議会で可決されたわけであります。そのときの払い下げ価格については、A地点では鑑定評価額1万5,100円/平米に対し、払い下げ基準額は60%の9,000円/平米であり、B地点では鑑定評価額1万4,100円/平米に対して、払い下げ基準額は60%の8,400円/平米でありました。C地点においては鑑定評価額1万2,700円/平米に対して、払い下げの基準額は60%の7,600円/平米ということでした。

その後、平成26年6月21日に中地区官有地払い下げ委員会から陳情書の提出があり、内容は、払い下げ価格についての見直しということで、近傍地において議会可決した払い下げ価格の30%低い価格で国から払い下げを受けた事案があるということからの陳情でした。その後、当該地の払い下げに係る請願書や要望書が議会にも提出されたこともあり、また平成27年12月議会で、議案第88号で土地の処分についての議決の変更についてを上程していましたが、平成27年12月18日付で第88号議案についての議案の撤回の申し出があり、撤回することに議会で可決したこともありました。

現在、当該対象地の払い下げについては、どのような状況なのか。以前、公式の場ではないのですが、当該地の払い下げ契約の実行ができないのであれば、賃貸借契約も並行して考えるべきではないのかと問いかけたことがあり、係はとにかく早く解決したい、一日でも早く払い下げをしたい、賃貸借というより払い下げをしたいと話されたという記憶があるわけであります。

現在、払い下げの対象となる土地の利用についての状況というか現状についてはどうなのでしょう、お伺いしたいと思います。

○議長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

三倉議員より中地区官有地の払い下げにつきましてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり経過でございまして、議会で改めて提案させていただきました町の提示価格の単価、このことにつきまして、全員協議会また議員懇談会等々で、その価格が適正といたしますか、おかしくない価格ではないのかということで、さまざま調査させていただいてご説明をさせていただいておるところではございます。なかなか鑑定評価等々との違いの部分で、ご説明の足りない部分、また判断のつきにくい部分があるのかなということで、私のほうで、以後、まず町のほうでこうした過去に取り組みがなかったのか、そういう部分の精査、調査と、もう1つは全国的にこうした土地の払い下げがどういう形で処理されて、どういう価格で話が折り合って処分されているのか、また、私どもが議会に提示させていただきました4,100円という単価の考え方、近傍地が4,100円で売れましたから、このことをもってと提示させていただいておりましたけれども、この提示のあり方に対して積算根拠であったり、そうした部分が逸脱しているのかどうか、等々についてさまざまな情報を現在調査してございまして、一定の考え方を改めてお示しさせていただきたい、このよう

に思っております。

そのことにつきましても、顧問弁護士であったり、うちの顧問弁護士だけの判断ではいけないので、顧問弁護士のご了解をいただいた上で、またオブザーバーの弁護士さんにも、そういう判断が法的におかしいのかどうか、そうしたことについてもご意見をいただいて、確認を進めているところでございます。

ですからある一定の考え方がまたお示しできるところがきましたら、考え方をお示したい、また判例等々につきましてもお示しできたらと、このように思っております。

ですから考え方としましては、賃貸借ということにつきましては、三倉議員から何度かご意見、ご提言をいただいておりますところではございますが、町としましては国からの払い下げをずっと引き継いで取り組んでおりますので、払い下げというものを大前提にまず進めたいと、このように思っております。

○議 長

8 番 三倉君（登壇）

○8 番

最後の答弁で、払い下げについてはということについて後がちょっと聞き取れなかったので。

○議 長

再度答弁をお願いいたします。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

三倉議員から、過去からもご指摘いただいているのは、払い下げというものがなかなか進まない状況にあるのであれば、期間があまり延びるのであれば、まずは賃貸借というような形で使用料をいただいて、その後、払い下げも進めていくべきではないのかと、まず借りていただくという賃料をいただくというのが前提ではないのかと、そういうご意見をずっといただいております。

町としましては、これまでもお話しさせていただいたように、過去にさかのぼりますと50年ぐらいになると思うんですが、占用をいただいている占有料を払っていて、払い下げを申請して同時に占有廃止届を出せという国からの命令において廃止届を出したわけですから、それから50年間という経過がありまして、それから白浜町へ名義が移ってという、国の払い下げを一貫して白浜町が受け継いでおりますので、ですからここから町有地になったから使用料という考え方ではなくて、払い下げを進めて、払い下げと同時に払い下げを受けられない方は賃貸、そうした形の同時並行の事務処理を行いたいと思っております。これが延びれば延びるほど議員のご指摘の部分というのは十分当局のほうも感じているところでございます。

○議 長

8 番 三倉君（登壇）

○8 番

そこら辺で考え方の違いがあり過ぎるんですけども、私はやっぱり普通一般的に考えた場合のことについて申し上げたいということになるわけですね。

そんな話の中で、普通一般的には借用している土地については、地代の支払いをするのが当然だというように解釈するわけですね。反対に自分の土地が他人さんに使用されていたら、

何らかの手だてや方法を講じるのではないかというように思うわけでありませぬ。

例えば物を置きさがすと、置きさがすと言うたら言葉は悪いですけど、置いているような形だったら、やっぱり何らかの形で撤去なり借地料をいただくとか何とか方法でそういうことを相手方に申し上げると思うんですよね。今回の場合にはそういうことからすれば、もう町が払い下げを受ける以前からそういう格好であったということになるんでしょうけど、でも、物とすれば一応町有地であるわけですから、だから町有地についてということで、払い下げをする前にそれだけかかるのであれば、幾ばしかのそういう契約を進めていくのではないかということなんですね。それは先ほどの話と意見のかい離はあるんですけど、私としたらそういうようなことの中から申し上げたいと思うんです。

以前の話としたら、すぐに進めていきたいことだからということで、そしたらというようなことであつたんですけども、それが町有地になってからもう4年もたっているんですね。4年というのがすぐなのかすぐでないのかという考えにはなるんですけど、そういうようなことを考えた場合に、やっぱり諸般の事情があるにしろ、現在使用しているわけですから、だから金額は幾らというのとはわかりにくい話ですけど、使用していることになるんです。今の段階では買うことがわかっていても金額の折り合いがつかないということですから、そのまま折り合いがつかないでずっといったら、そのまままた借地料もなしというかそのままずっといくのかということにもなるかと思うんです。

そこら辺からしたら、やっぱり一つの線を引くべきではないのかというように思うんですけども、使用料というか賃借料というか、そういう格好で、なつた時点から本来ならいただくべきではないのかと解釈するわけですね。その点についても同じ答弁かもわかりませぬけど。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

またお示しできると思うんですが、こうした形の過去からの経緯のある土地の払い下げでありましたり、この対応につきまして、私どものほうで全国的な事例というものを調査してございます。その中でも議員ご指摘のように、いろんな議会の中で議員のおっしゃるようなご意見というのも多々出ておるのも確認してございます。しかしながら、その結果として、行政がどういう形でこういう手続を解決していったかというようなこともございますので、取りまとめられましたらまたお示ししたいと思ひますけども、議員のおっしゃることも十分承知できてございますが、積年の課題でありますので、町の考え方としましては、払い下げを提示させて、関係者の皆様方と合意できている4, 100円をベースに払い下げを進めさせていただきます。それに根拠に基づく賃借料を設定させていただきます。同時並行でこの問題を解決していきたいと、このように思ひてございます。

○議 長

8番 三倉君（登壇）

○8 番

やっぱり対象者が多いものですから、だからそういうのだったら、私らはもう借りてるといふか使用しやる間はそれぐらい払うよという方もいらつしやると思うんです。だからそ

の辺についての話は今の総務課長の答弁からすれば、そういうのを抜きにして、以前の問題だからとそのまま国から払い下げを受けるのだから、国からの払い下げをそのまま町からするのだというようなことで話はされてますけど、実際の話、それだけ4年もたっていることは事実でしょうし、これからもまだやっぱり時間がかかっていくということも考えられると思うんです。だからそういった手続を考えたら、けりをつけるべきと違うのかと。だからそういう意思表示をいま一度すべきと違うのかということをお私は思うんです。

だからもう一回そういうことを思う中で、考え方が違うものですから、言うてたって始まらない。始まらんと言うたら失礼なんですけど、余り見出すことができにくいんです。私は釈然とせん中で、もう一度賃貸借ということも考える中で、今の対象者の方に話をするのかせんのかということだけ聞いて、私はもうこの質問を終わります。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これは意見の相違とかそういう問題ではないと思っています。

議員のおっしゃることも、私どもも十分認識してございます。ただ、解決の方法としましては、賃貸借を相手方に求めるということではなくて、やはりもともと賃貸借といえますか使用貸借、占有を、賃料を払って持っていたわけですから、それが国から返地届の命令があつてお返ししたということで、お支払いしないということではなくて、国から戻せという指示のもとで戻した上で、売却が進まずに50年間という経過があります。それをまず町は踏襲をしたわけですから、なるべく早く売却という目的で、一番の町の目的というのは売却もそうなんです、地域から求められておるのは、地域の環境整備なんです。50年前もそうなんです。

売却も一つの理由ではありますが、町はやっぱり国有地がありますので、中地区の環境が進んでいない。そうした中で今は浜に道ができてますけど、あの当時にもいろいろな議論の中で環境整備が一つは進んだという状況もありますから、払い下げが進まなければ環境整備もなかなか進められないという課題もございまして、まずは払い下げを進めさせていただきたいと。その価格につきましては、当然議員さんの皆様方にはご心労をおかけしておりますけれども、一度議決をいただいた中で、また地元との協議の中で変更をお願いしているという状況でございまして、ここは議員の皆様方に、改めて町から再度提示させていただく中身が何か逸脱してるとかおかしいとかいう部分がないかどうか、調査しておりますので、改めて提示させていただきたいと思っております。

ですから、使用貸借という考え方は現在持っておりませんので、議員のおっしゃるように、今から使用貸借を相手方に求めるということは考えてございません。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会し、次回は6月20日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は6月20日火曜日午前10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、15時50分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成29年6月16日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員